

第5期 厚岸町地域福祉計画

(素案)

【令和8年度～令和12年度】

令和8年3月
厚岸町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 地域福祉計画とは	1
第2節 計画策定の趣旨	2
第3節 計画の位置付け	5
1 他計画との関係	5
2 地域福祉実践計画及び社会福祉協議会との関係	6
第4節 SDGsの達成に向けた取り組み	7
第5節 計画の期間	8
第6節 計画の策定体制	9
1 厚岸町地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施	9
2 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会の開催	9
3 まちづくりワークショップ及び町民意見交換会の意見集約	9
4 パブリック・コメントの実施	9
第2章 厚岸町の現況と課題	10
第1節 厚岸町の現況	10
1 人口と世帯数の状況	10
2 高齢者の状況	12
3 子どもの状況	13
4 障がい者の状況	15
5 要支援者の状況	18
6 地域の福祉資源の状況	20
7 成年後見制度の利用状況	21
8 自治会組織の加入状況	21
第2節 第3期地域福祉計画の検証	22
第3節 アンケート調査やワークショップからの課題	26
1 アンケート調査結果＜町民向け＞	26
＜1＞ あなたご自身のことについて	26
＜2＞ 地域との関わりについて	29
＜3＞ 地域活動について	33
＜4＞ 日常生活について	36
＜5＞ 行政や福祉の情報について	39
＜6＞ 厚岸町社会福祉協議会について	46
2 アンケート調査結果＜自治会向け＞	58
＜1＞ 自治会の活動について	58
3 第6期厚岸町総合計画策定ワークショップ及び町民意見交換の意見集約	61
4 第5期地域福祉計画に向けた課題	63
第3章 計画の理念と基本目標	64
第1節 計画の理念	64
第2節 基本目標	64
第3節 地域福祉重点プロジェクト	65
第4節 施策体系	66

第4章 目標達成のための取組の展開	67
基本目標Ⅰ 人にやさしい福祉のまちづくり	67
1 安心・安全のまちづくり	67
2 地域生活を支えるしくみづくり	70
基本目標Ⅱ いつまでも住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり	73
1 包括的な支援体制の推進	73
2 権利が護られるまちづくり	76
3 福祉サービスの情報提供	78
基本目標Ⅲ とともに支え合うまちづくり	80
1 住民意識の高揚と参加の促進	80
2 福祉コミュニティづくりの推進	83
第5章 計画の推進	88
1 各主体の役割	88
2 計画の推進体制	88
資 料 編	89
資料1 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会	89
1 計画策定の経緯	89
2 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会設置要綱	90
3 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会委員名簿	92

第1章 計画策定にあたって

第1節 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により社会福祉法で規定された計画で、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、市町村が策定する計画です。

平成30年4月1日施行改正社会福祉法により地域福祉計画の策定が努力義務化となり、令和3年の社会福祉法の改正では、市町村における包括的な支援体制構築のための一手法として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

地域福祉計画は、地域住民の意見を十分に反映させながら各自治体が主体的に策定する計画であり、地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものです。

高齢者、障がい者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしていますが、これらに共通する事項を地域福祉計画に盛り込むことで関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の「上位計画」として位置付けることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進するものとなっています。

この計画は、「高齢者保健福祉計画」や「障がい者基本計画」などのように、高齢者や障がい者といったサービスの「対象者」に着目するのではなく、「地域」に着目した福祉のまちづくりと、地域における要支援者（高齢者、障がい者、子育て家庭などをはじめとする、日常生活に何らかの支援を要する人）の生活課題の解決のための方策について定める計画です。

（参考）社会福祉法より抜粋

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

第2節 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・人口減少社会の進行、ライフスタイルの多様化や核家族化を背景に、地域のつながりの希薄化がみられ、家庭や地域の支えあいの基盤の弱まりが顕在化しています。8050問題※やダブルケア※、ヤングケアラー※といった制度のはざまで支援が届かないケースや、個人・世帯単位で複数の課題が重なるケースなど、これまでの分野別の対応では解決することが難しい問題がみられるようになりました。

また、超高齢社会などを背景にして、健康に対する意識や関心が高まりを見せているほか、一人ひとりが望む生活の実現のために、ライフステージに応じた多様な「働き方」や「学び方」、「楽しみ方」や「住まい方」など、あらゆる面で多様な選択を求める動きが顕在化しています。

さらに、核家族化などによる家族（世帯）の人数の小規模化により、従来は家族で解決できたような問題に対しても、近隣・地域や公共などの支援が必要とされるケースも増えてきています。

国は、社会構造の変化や人々の暮らしの意識変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」を提案しています。

また、地域を基盤とする包括的支援の強化として、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築する「地域包括ケアシステム」の実現も合わせて自治体等に求めています。

福祉への要望は多様化・複雑化してきていることから、行政だけのサービスでこうした要望・問題に対応することは難しく、また、誰もがいきいきと自分らしい生活を送るために、地域の中で助け合い、支え合う、人と地域とのつながりの大切さが改めて見直されています。

地域住民が主体的に地域生活課題の解決を目指して、お互いにその多様性を理解しながら、地域社会の構成員として、共に生きることができる社会のあり方は「地域共生社会」と呼ばれ、本町でもその実現に向けた取組を進めています。

地域住民等による支え合いや行政との協働によって、公的福祉だけではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、身近な生活課題の解決に向けたしくみを構築する厚岸町の地域共生社会の実現を目指し、「みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち」を基本理念に掲げ、「第5期厚岸町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

※8050問題：ハチマルゴーマル問題とは、ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。

※ダブルケア：介護をする人が育児と介護を同時に行っている状況のこと。

※ヤングケアラー：家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと

参考：国の方向性

多様化する地域生活の問題解決にあたり、さまざまな法改正が行われ、福祉に関する法令改正や支援制度が大きく変わっています。（「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行、「こども大綱」の閣議決定など）

また、「地域共生社会」の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和3年4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）が施行され、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることとされました。

市町村に対しては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

【社会福祉法の改正】 「市町村地域福祉計画」に盛り込むべき事項

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ◎地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【主な国の動き】

平成 28 年度	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（法律第 29 号）
	ニッポン一億総活躍プラン「地域共生社会」の実現の閣議決定
	再犯の防止等の推進に関する法律（法律第 104 号）
平成 29 年度	「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立（法律第 52 号）
平成 30 年度	「改正社会福祉法」の施行（平成 30 年 4 月）
令和元年度	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」設置
令和 2 年度	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立（法律第 52 号）
令和 3 年度	「改正社会福祉法」の施行（令和 3 年 4 月）

参考：北海道 第2期 北海道地域福祉支援計画の施策体系

（計画期間：令和6年～11年度）

主 題：安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現

共通理念：住民参加による地域福祉の推進（法第4条）

市町村における地域福祉の支援（法第108条）

【社会福祉法に規定される5つの柱と各々に対応する施策項目】

1. 市町村の体制づくり 【1】 地域福祉計画の推進支援 【2】 市町村の地域特性に応じた広域的支援 【3】 地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり
2. 福祉共通の仕組みづくり 【1】 セーフティーネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実 【2】 制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築 【3】 居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援
3. 地域福祉を支える人づくり 【1】 地域福祉を担う人材の確保と資質向上 【2】 地域福祉を支える人材の養成 【3】 地域福祉の核となる次世代の育成
4. 支え合いの基盤づくり 【1】 福祉に関する相談支援体制の確立 【2】 地域福祉の基盤となる体制づくり 【3】 福祉サービスにおける基盤整備の促進
5. 暮らしやすい地域づくり 【1】 住民主体による支え合いの地域づくり 【2】 ユニバーサルデザイン※と多文化共生のまちづくり 【3】 災害時に備えた地域支援体制の構築

※ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無に関係なく誰もが利用しやすいように、はじめから配慮して施設や製品、サービス等を設計する考え方

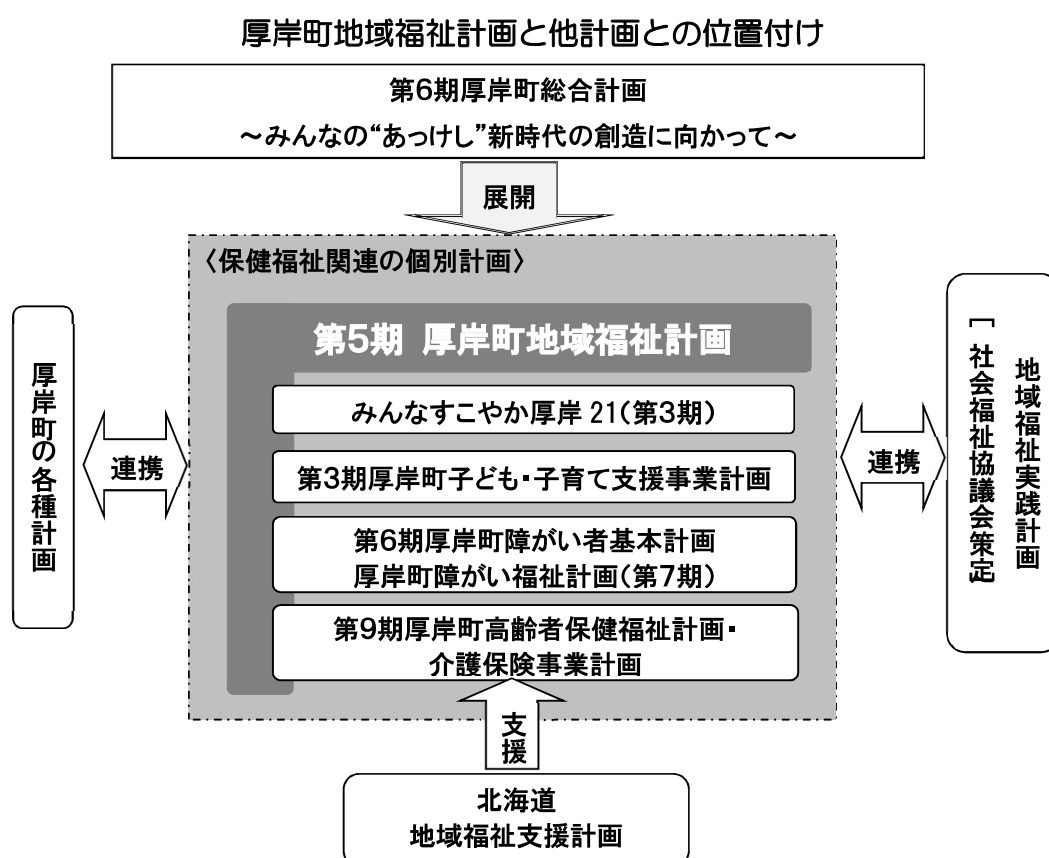
第3節 計画の位置付け

1 他計画との関係

厚岸町地域福祉計画は、本町の最上位計画となる「第6期厚岸町総合計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るものでもあります。

具体的には、対象者ごとの個別計画として策定している「みんなすこやか厚岸21」、「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」、「厚岸町障がい者基本計画」、「厚岸町障がい福祉計画」、「厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「厚岸町社会福祉協議会・地域福祉実践計画」等に共通する理念や福祉ビジョンを踏まえて、住民の生活に密着した保健福祉サービス提供体制の基盤づくりを、住民・民間事業者・社会福祉協議会・関係機関・行政の協働によって推進していくための指針となります。

策定に当たっての基本的な方針は、平成29年12月12日付厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」により通知された「市町村地域福祉計画策定のガイドライン」及び令和3年3月31日付厚生労働省により通知された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についての改正について」で示された事項を考慮し、本町の実情に応じた具体的な取組を通して、地域福祉の推進を図ります。



厚岸町の対象者別保健福祉関連個別計画の状況

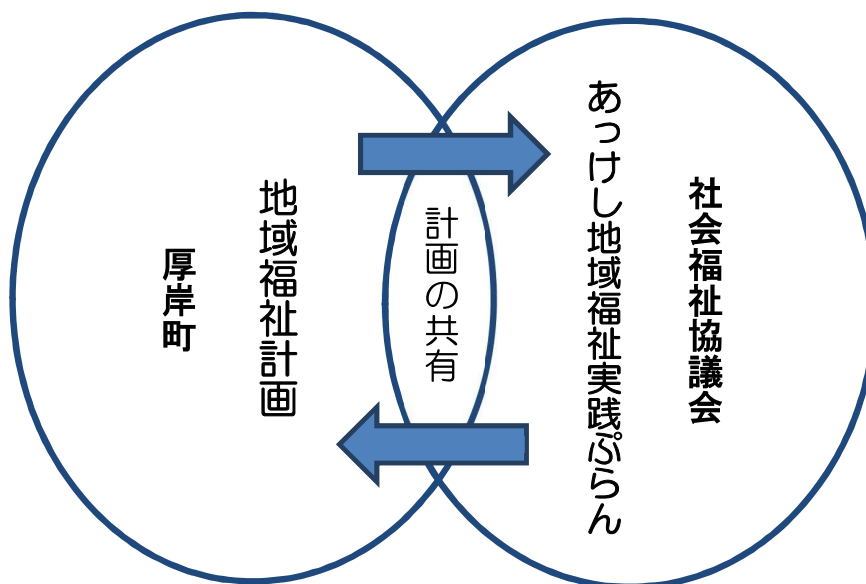
法定計画	厚岸町の計画	根拠法	
健康増進計画	みんなすこやか厚岸21（第3期）	健康増進法第8条	努力規定
子ども・子育て支援事業計画	第3期厚岸町子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	義務規定
障害者計画	第6期厚岸町障がい者基本計画	障害者基本法第11条	義務規定
障害福祉計画 障害児福祉計画	第7期厚岸町障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20第1項	義務規定
老人保健福祉計画	第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉法第20条の8	義務規定
介護保険事業計画		介護保険法第117条	義務規定

2 地域福祉実践計画及び社会福祉協議会との関係

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図る団体として位置付けられていることから、地域福祉計画の推進の中心となる団体です。

また、介護保険サービスを実践する提供事業所としての役割も担っています。

特に、地域住民や福祉活動を行う団体が主体的に社会福祉協議会と協力しながら策定する地域福祉実践計画（民間活動の自主的な行動計画）は、地域福祉活動とその内容を共有したり、地域福祉計画の理念の実現を支援するための施策を盛り込んだりするなど、相互に連携を図っていきます。



第4節 SDGsの達成に向けた取り組み

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015 年の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030 アジェンダ※」の中で掲げられており、17 のゴールから構成されています。

厚岸町のまちづくり施策の検討においても重要な視点となります。

本計画において、関連のある目標は、「1. 貧困をなくそう」「3. すべての人に健康と福祉を」「8. 働きがいも経済成長も」「11. 住み続けられるまちづくりを」「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」が挙げられます。

■SDGs 17 の目標（ロゴ）



※持続可能な開発のための2030アジェンダ：2030年までに持続可能で誰一人取り残さない社会の実現を目指す国際的な行動計画

第5節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて見直しを行います。

厚岸町の保健福祉関連計画の計画期間

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	
第4期地域福祉計画					第5期地域福祉計画						
			第3期みんなすこやか厚岸21(令和 17 年度まで)								
			第3期子ども・子育て支援事業計画								
			第6期障がい者基本計画								
			第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画)		第8期障がい福祉計画 (第4期障がい児福祉計画)						
			第9期高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画		第10期高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画						

第6節 計画の策定体制

1 厚岸町地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施

本計画の策定に当たっては、町民の方々の生活状況や福祉に対する要望や実態、今後の方向性を把握するため「厚岸町地域福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

【アンケート調査実施概要】

調査種別	調査対象者	抽出方法	調査方法	調査期間
町民アンケート	町内在住の18歳以上の住民（1,000人）	無作為抽出	郵送、WEB双方で実施	令和7年 7月下旬～8月中旬
自治会アンケート	町内の自治会（30自治会）	悉皆調査	郵送により実施	

2 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会の開催

地域福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容にするため、本町が21世紀において目指すべき総合的保健・医療・福祉のあり方と、高齢者や障がい者等が地域で快適な生活を営むことのできるやさしいまちづくりの施策を検討するために設置している保健・医療・福祉に関連する施設・機関等の代表等を中心とする「厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会」を開催し、協議を重ねました。

3 まちづくりワークショップ及び町民意見交換会の意見集約

令和5年度に『第6期 厚岸町総合計画』の見直しにあたり、町民の方々の意見を広く聴き、計画づくりに生かすことを目的に「あっけし未来会議～まちづくりワークショップ～」を開催いたしました。このワークショップでは、住民の目線からみた地域福祉に関わる課題や目標、その実現のための住民行動のあり方、行政への期待などについて意見がありましたので、意見を集約しました。

また、令和6年度に防災・福祉・まちづくりをテーマに町民意見交換会を開催いたしました。この意見交換において、福祉に関する課題や課題解決に向けたキーワードの意見がありましたので、意見を集約しました。

4 パブリック・コメントの実施

より多くの住民の声を計画に反映するため、令和8年1月30日から2月9日まで計画素案に係るパブリック・コメントを実施しました。

第2章 厚岸町の現況と課題

第1節 厚岸町の現況

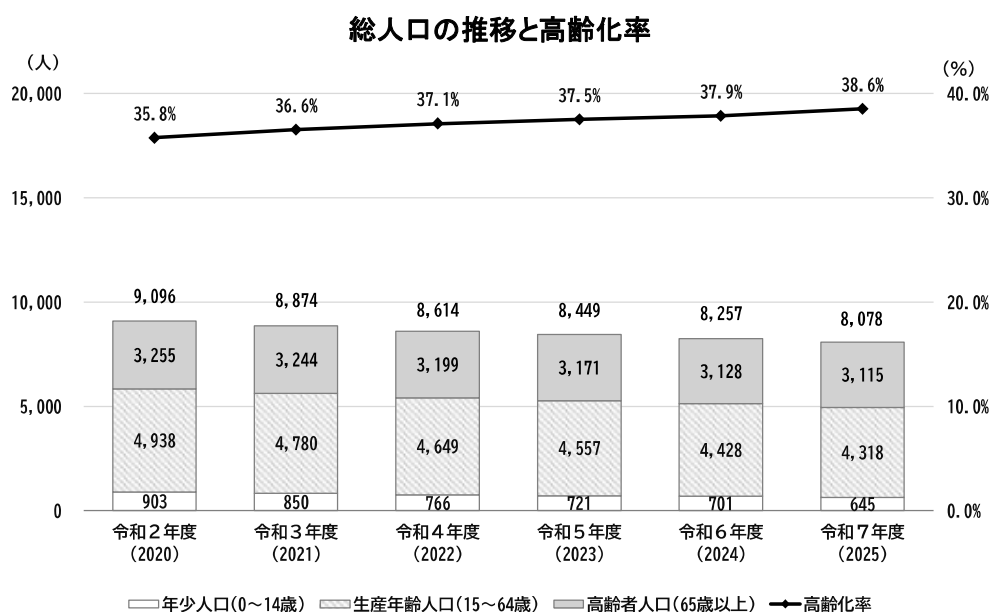
1 人口と世帯数の状況

(1) 人口の状況

全国的に少子高齢化が進行し、人口減少が続いています。本町の人口は、令和2年度の9,096人から令和7年度の8,078人と6年間でみると1,018人（約11.2%）の減少となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口及び高齢者人口は、それぞれ令和2年度から減少しています。

また、人口の減少に伴い高齢化率は、令和2年度から6年間で35.8%から38.6%へ2.8ポイント増加しています。



(単位: 人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
総人口	9,096	8,874	8,614	8,449	8,257	8,078
年少人口 (0～14歳)	903 (9.9%)	850 (9.6%)	766 (8.9%)	721 (8.5%)	701 (8.5%)	645 (8.0%)
生産年齢人口 (15～64歳)	4,938 (54.3%)	4,780 (53.9%)	4,649 (54.0%)	4,557 (53.9%)	4,428 (53.6%)	4,318 (53.5%)
高齢者人口 (65歳以上)	3,255 (35.8%)	3,244 (36.6%)	3,199 (37.1%)	3,171 (37.5%)	3,128 (37.9%)	3,115 (38.6%)

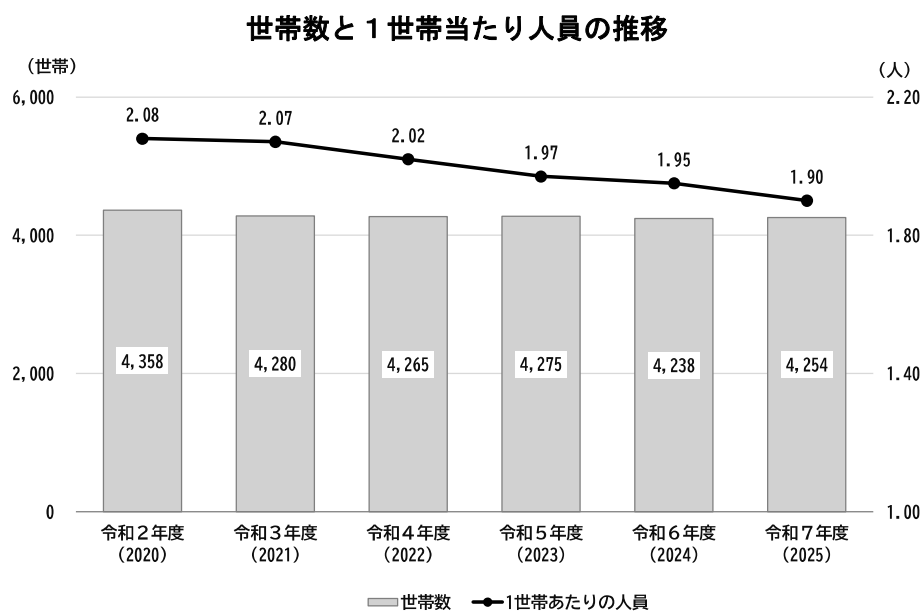
* () 内は総人口に占める割合

資料: 住民基本台帳(各年9月末日)

（２）世帯数の状況

世帯数は、令和7年9月末現在で4,254世帯となっており、令和2年度から令和7年度までの6年間で、104世帯減少しています。

また、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和2年度の2.08人から令和7年度には、1.90人になっています。

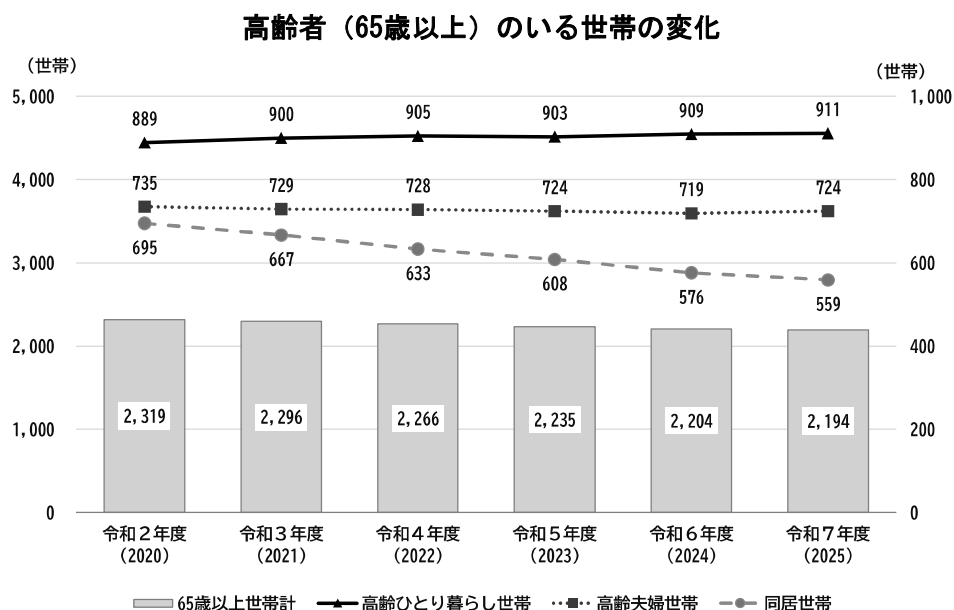


資料：住民基本台帳（各年9月末日）

2 高齢者の状況

(1) 高齢者（65歳以上）世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯は、令和2年度は2,319世帯から令和7年度では2,194世帯と減少しています。一方、「高齢ひとり暮らし世帯」は、令和2年度の889世帯から、令和7年度の911世帯と6年間で22世帯増加しています。



(単位: 世帯)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
65歳以上世帯計	2, 319	2, 296	2, 266	2, 235	2, 204	2, 194
高齢ひとり暮らし世帯	889	900	905	903	909	911
高齢夫婦世帯	735	729	728	724	719	724
同居世帯	695	667	633	608	576	559

資料: 高齢者人口の状況調(各年9月末現在)

(2) 老人クラブの状況

高齢者の生きがいづくりと地域コミュニティのための老人クラブの状況は、団体数は令和7年度で14団体、会員数は349人で、令和2年度以降年々、会員数が減少しています。

老人クラブの状況

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
会員数 (人)	542	480	439	398	385	349
クラブ数 (クラブ)	14	14	14	14	14	14

各年4月末現在

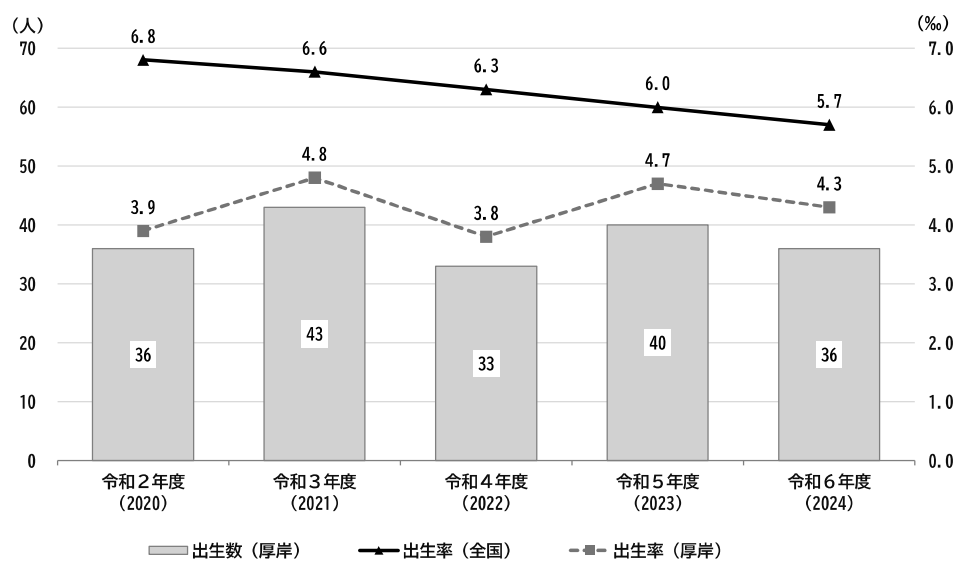
3 子どもの状況

(1) 出生数と出生率

出生数は、令和2年度から令和3年度は、一旦増加しましたが、その後減少と増加を繰り返し、令和6年度は、36人となっています。

また、出生率は、全国平均より低く推移していますが、令和2年度は3.9‰、令和6年度は4.3‰と増加傾向となっています。

出生数と人口千人当たりの出生率の変化



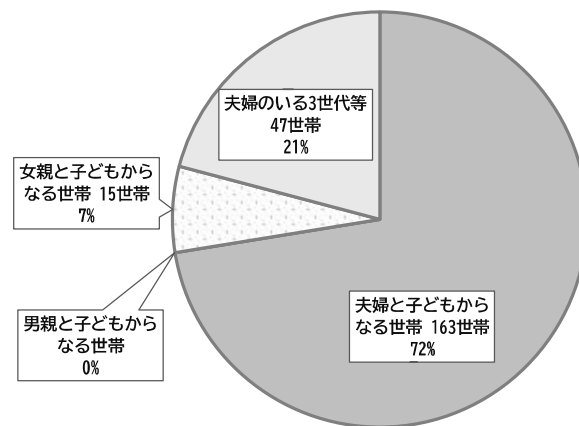
資料：住民基本台帳(令和2～6年度)、厚労省・人口動態統計(令和6年度)

※出生率については、人口千人に対する出生児数をいうため‰(パーミル)で表します。

（２）６歳未満のいる世帯の状況

本町の一般世帯4,012世帯のうち、６歳未満の子どものいる世帯は225世帯であり、このうち夫婦と子どもからなる世帯は、163世帯で72%となっています。

また、男親と子どもからなる世帯は0%、女親と子どもからなる世帯は15世帯で7%となっています。



資料: 令和2年国勢調査

区 分		世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)
一般世帯		4,012	8,757
6歳未満がいる世帯		225	969
核家族		178	689
夫婦と子どもからなる世帯		163	652
男親と子どもからなる世帯		-	-
女親と子どもからなる世帯		15	37
夫婦のいる3世代等		47	280

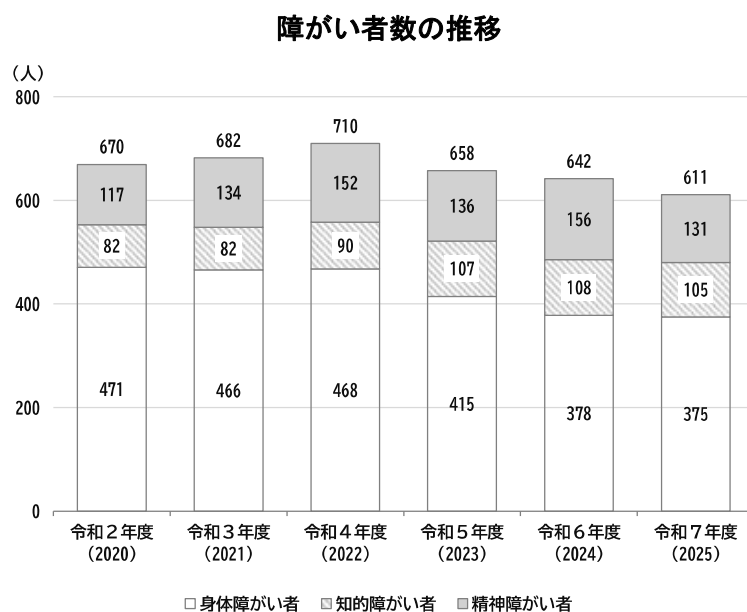
資料: 令和2年国勢調査

4 障がい者の状況

(1) 障がい者数の推移

障がい者数（各障害者手帳所持者数）は、令和7年度で身体障がい者が375人、知的障がい者が105人、精神障がい者が131人、合計611人となっています。

令和2年度と令和7年度を比べると身体障がい者は20.4%減少、知的障がい者は28.0%増加、精神障がい者は12.0%増加となっています。



出典：第7期厚岸町障がい福祉計画

各年3月末現在、令和7年度は8月末現在

※身体障がい者は身体障がい者手帳の所持者、知的障がい者は療育手帳所持者

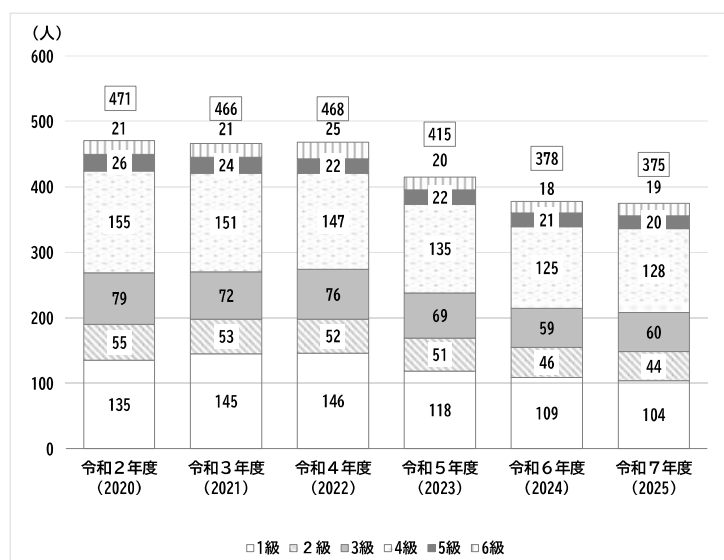
※精神障がい者数とは、精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療(精神)受給者証所持者の合計

(2) 障がいの程度別障がい者数

① 身体障がい者

令和7年度の等級別身体障がい者の割合は、重度である1級が104人、2級が44人となっており、重度者が全体の約4割を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

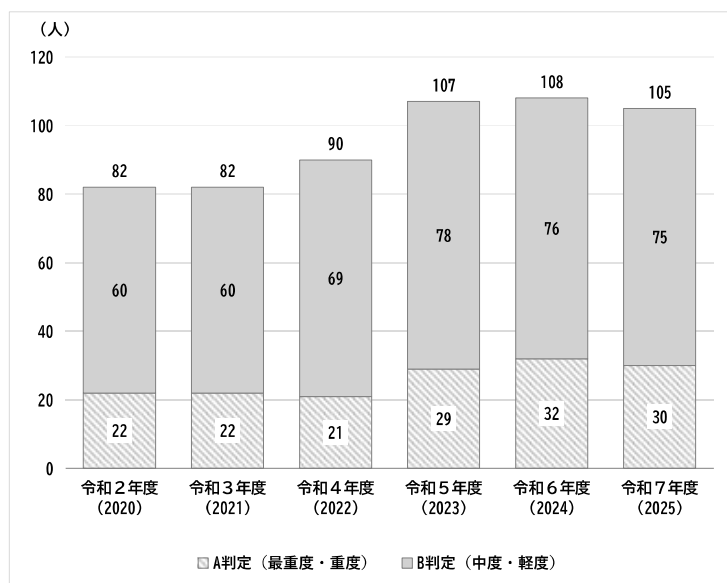


各年3月末現在、令和7年度は8月末現在

② 知的障がい者

令和7年度の障がいの程度別知的障がい者の状況は、中度・軽度である療育手帳B判定が75人、最重度・重度であるA判定は30人となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

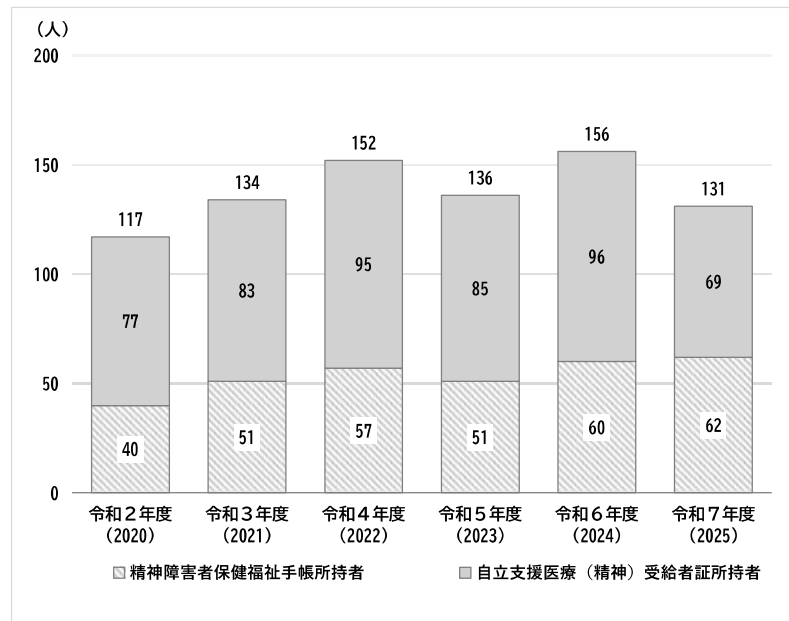


各年3月末現在、令和7年度は8月末現在

③ 精神障がい者（精神保健福祉手帳所持者）

令和7年度の障がいの等級別精神障がい者の状況は、精神障害者保健福祉手帳所持者数所持者が62人、自立支援医療（精神）受給者証所持者が69人となっています。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神）受給者証所持者数の推移

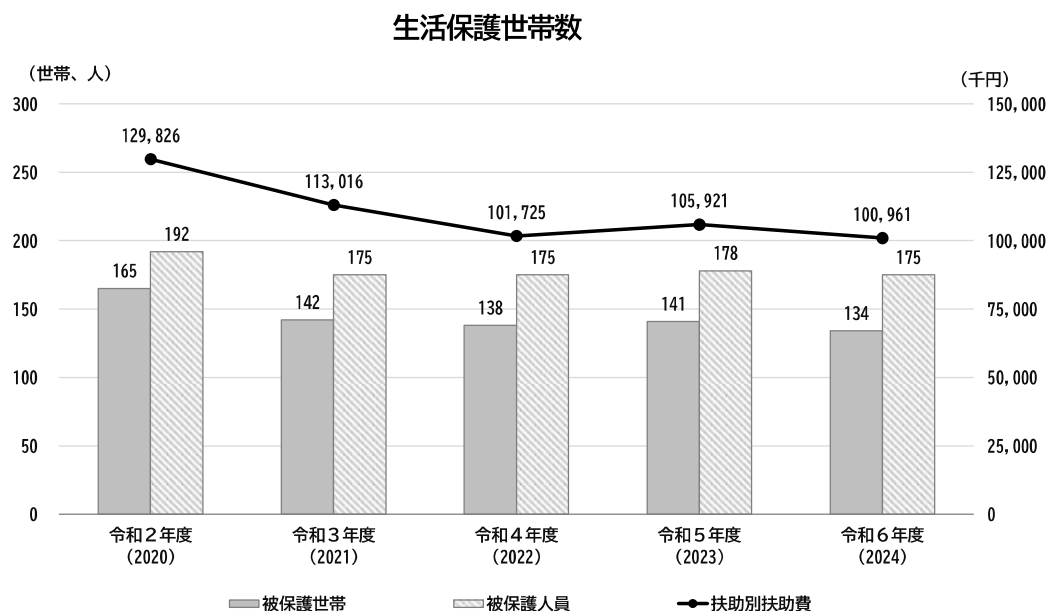


各年3月末現在、令和7年度は8月末現在

5 要支援者の状況

(1) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は、令和2年度165世帯から、令和6年度で134世帯と減少しています。被保護人員は、令和2年度192人から、令和6年度175人と減少しています。



資料：北海道釧路総合振興局

生活保護世帯数

年度	被保護世帯	被保護人員	扶助別扶助費	1ヶ月1人当たり 扶助費(千円)
			総額(千円)	
令和2年度 (2020)	165	192	129,826	56
令和3年度 (2021)	142	175	113,016	53
令和4年度 (2022)	138	175	101,725	48
令和5年度 (2023)	141	178	105,921	49
令和6年度 (2024)	134	175	100,961	48

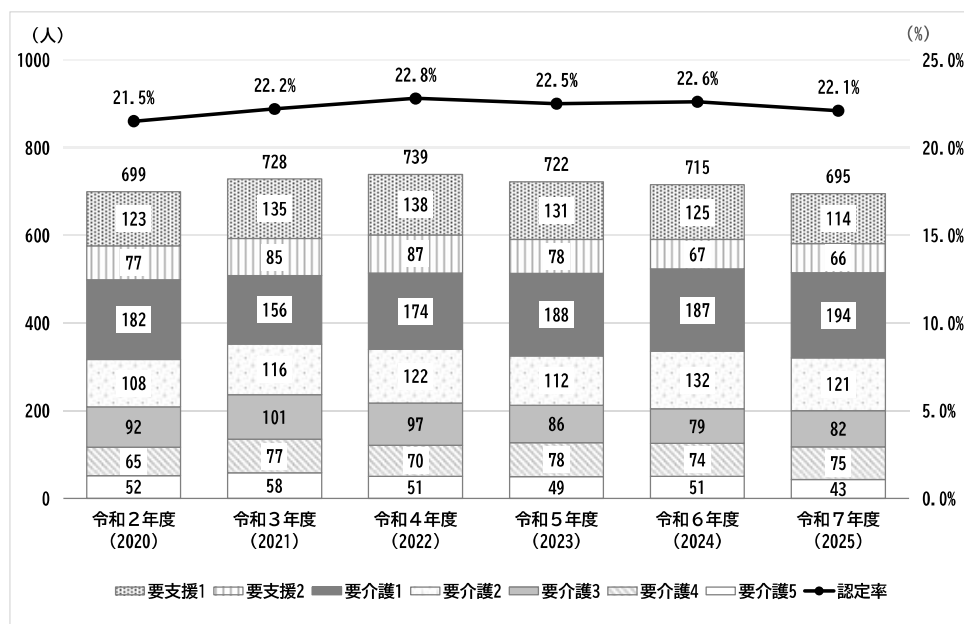
資料：北海道釧路総合振興局

(2) 要介護認定者等の状況

要介護等の認定者総数は、令和2年度699人から令和4年度には739人と増加し、令和5年度からは減少となり、令和7年度は695人となっています。

認定率は、令和7年度で22.1%となっています。

要介護認定者、認定率



資料: 厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム(各年9月末日)
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報
 厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

6 地域の福祉資源の状況

(1) 民生委員・児童委員の状況

本町の民生委員・児童委員数は令和7年12月現在で定数33名、一人当たりが受け持つ平均世帯数は約128世帯となっています。

(2) ボランティア登録数

令和7年4月現在のボランティア登録数は、個人66名、団体8団体となっています。

(3) ボランティア団体・住民活動の状況

本町のボランティア活動は、イベントの実施を目的としたボランティア団体が個々に定期的に活動しており、ボランティアセンターを通じて連携した活動をしています。

平成27年3月、災害ボランティア推進連絡会を立ち上げ、今後につなげていく体制づくりを構築しました。ボランティア登録数は徐々に増えているものの、あらゆるボランティアのニーズに対して早急には対応できない状況です。

その他の住民活動は、依然として自治会を中心として行われているものが多く、自治会を担う人材の固定化・高齢化により、その活動や内容において課題が多い状況がみられます。

その中で、自治会の協力を得ながら、地域でのサロン活動※を展開するグループもあり、地域ボランティアとしての新たな担い手のかたちとして期待されるところとなっています。

※サロン活動:住民が気軽に集い交流する通いの場で、孤立防止や健康づくり、見守りなどを目的とした
住民主体の地域福祉活動

7 成年後見制度の利用状況

「成年後見実施機関（あんしんサポートセンターあっけし）」を厚岸町社会福祉協議会に委託して運営している事業です。

また、成年後見制度の申立てにおいて、親族の支援が望めない場合に町長申立てを行い、町長申立てにかかる費用や後見人の報酬を助成する事業です。

①成年後見制度推進事業

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
市民後見人養成研修(人)	0	0	0	0	11	0
支援対象者(人)	5	8	9	3	3	

②成年後見制度利用支援事業

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
町長申立支援人数(人)	3	3	0	0	4	
報酬助成件数(件)	2	3	4	5	5	

8 自治会組織の加入状況

自治会数は、令和2年度で31団体、令和7年度で29団体と減少しています。

加入世帯は、令和2年度で2,980世帯、令和7年度で2,498世帯と減少しています。

自治会加入率は、令和7年度で62.8%と、令和2年度より減少しています。

自治会数、加入世帯、自治会加入率

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
自治会数	31	30	30	30	29	29
加入世帯	2,980	2,800	2,709	2,655	2,582	2498
自治会加入率	71.4%	64.2%	65.8%	64.8%	63.9%	62.8

第2節 第3期地域福祉計画の検証

第4期計画の推進状況は、37ある目標指標のうち、「100%以上達成」が17指標（45.9%）で最も多く、次いで「80%以上100%未満達成」が8指標（21.6%）、「50%未満達成」が7指標（18.9%）、「50%以上80%未満達成」が4指標（10.8%）、「未達成（0%）」が1指標（2.7%）となっています。

未達成や目標達成率が低い理由は、アンケート結果において十分に地域福祉計画施策内容の実感が得られていない回答や、成年後見制度の利用普及、福祉の意識啓発、健康意識の啓発がまだ十分ではないものなどがあげられます。

基本目標・施策の方向	100% 以上 達成	80% 以上 100% 未満 達成	50% 以上 80% 未満 達成	50% 未満 達成	未達 成 (0%)	合計
I 人にやさしい福祉のまちづくり	6	2	0	4	0	12
1 安心・安全のまちづくり	1	1	0	1	0	3
2 地域生活を支えるしくみづくり	3	1	0	3	0	7
3 生活環境・都市基盤の整備や有効活用	2	0	0	0	0	2
II いつまでも住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり	5	3	1	3	1	13
1 保健・医療・福祉体制づくり	1	3	0	0	0	4
2 福祉サービスを支えるしくみづくり	4	0	1	1	1	7
3 福祉サービスの情報提供	0	0	0	2	0	2
III ともに支え合うまちづくり	6	3	3	0	0	12
1 住民意識の高揚と参加の促進	3	1	0	0	0	4
2 福祉コミュニティづくりの推進	3	2	3	0	0	8
合 計	17	8	4	7	1	37
	45.9%	21.6%	10.8%	18.9%	2.7%	100.0%

※令和7年度の実績値を反映した達成状況

個々の目標指標の達成状況は下表の通りです。

基本目標	施策の方向	基本施策	目標指標	単位	令和7年 (見込み)	令和7年 (目標値)	達成率
I 人にやさしい福祉のまちづくり	1 安心・安全のまちづくり	(1) 緊急時・災害時の支援体制	緊急通報システム設置世帯数	世帯	94	100	94.0%
			情報キット配布数	件	184	500	36.8%
		(2) 防犯対策の推進	防犯パトロールの回数	回	3	3	100.0%
	2 地域生活を支えるしくみづくり	(1) 関係機関の連携・支援体制づくり	地域自立支援協議会の開催	回	1	3	33.3%
			地域ケア会議の開催	回	22.	10	220.0%
		(2) 見守り・支援の体制づくり	自治会たすけあいチーム設置状況	件	7	32	21.9%
			安否確認に関する事業登録者数	人	661	700	94.4%
			認知症サポーター数	人	1,350	1,200	112.5%
			民生委員児童委員協議会定例会の開催	回	9	9	100.0%
		(3) 厚岸の宝である子どもをみんなで育てる体制づくり	ファミリー・サポート事業登録者数	人	24	50	48.0%
	3 生活環境・都市基盤の整備や有効活用	(1) バリアフリー化の推進	通学路点検	回	1	1	100.0%
		(2) 移動手段の確保	外出支援サービス事業稼働日数	日	625	220	284.1%

Ⅱ いつまでも 住み慣れた 地域で暮ら せるしくみ づくり	1 保健・医療 ・福祉体制 づくり	(1) 福祉サー ビスの質の確 保と向上	介護相談員派遣事 業所数	事 業 所	5	6	83.3%
		(2) 健康・福祉 ネットワー クの構築	いきいきふれあい 食と健康まつりの 開催	回	1	1	100.0%
		(3) こころとから だの健康 増進	集団健康教育開催 数	回	47	55	85.5%
			集団健康教育参加 人数	人	531	660	80.5%
	2 福祉サー ビスを支える しくみづく り	(1) 相談体制の 整備と充実	心配ごと及び法律 相談数	回	9	9	100.0%
			困った時の相談相 手（民生委員・児 童委員の割合）	%	0.6	6.0	5.0%
		(2) 権利擁護事 業の推進	成年後見実施機関 の設置	箇所	1	1	100.0%
			日常生活自立支援 員数	人	5	10	50.0%
			中核機関の設置	箇所	0	1	00.0%
			成年後見制度利用 支援事業対象者	人	11	10	118.2%
			町長申立件数	人	6	3	200.0%
	3 福祉サー ビスの情報提 供	(1) サービス利 用のための 情報提供	情報をどこからも 入手していない人 の割合	%	3.7	10.0	37.0%
		(2) 地域活動な どの情報提 供の充実	ボランティア活動 をしている方の割 合	%	3.0	15.0	20.0%

Ⅲ ともに支え 合うまちづ くり	1 住民意識の 高揚と参加 の促進	(1) 地域ボラン ティア活 動・NPO 活動の促進	ボランティア団体 数	団 体	8	10	80.0%
			NPO団体数	団 体	1	1	100.0%
		(2) 地域福祉活 動の人材発 掘・育成	地域ボランティア 個人登録者数	人	66	50	132.0%
		(3) 心のバリア フリーの推 進	障がい者（児）ふ れあいフェスティ バル「こう福祉 21」の開催	回	1	1	100.0%
	2 福祉コミュ ニティづく りの推進	(1) 社会福祉協 議会への支 援	社会福祉協議会の 認知度（存在も活 動内容も知っている 人の割合）	%	32.3	50.0	64.6%
			社会福祉協議会の認 知度（存在だけは知 っている人の割合）	%	55.6	70.0	79.4%
			社会福祉協議会地 域福祉実践計画達 成率	%	91.7	95.0	96.5%
		(2) 民生委員・ 児童委員活 動への支援	地区の担当民生委 員・児童委員の認 知度（アンケート）	%	42.9	40.0	107.3%
			民生委員児童委員 協議会定例会の開 催	回	9	9	100.0%
		(3) コミュニケ ーションの 場づくり	地域活動の参加状 況（参加していない 人の割合）	%	48.8	30.0	62.7%
			「世代交流イベン ト回数」（コミュニ ティカフェ・地域 食堂など）	回	11	10	110.0%
		(4) 自治会活動 の支援	自治会の加入率	%	62.8	75.0	83.7%

※Ⅱ-1-(2)は健康まつりから健康フェアとして開催

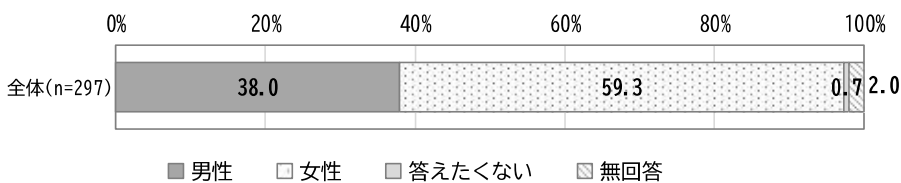
第3節 アンケート調査やワークショップからの課題

1 アンケート調査結果＜町民向け＞

<1> あなたご自身のことについて

問1 性別を教えてください。（○は1つだけ）

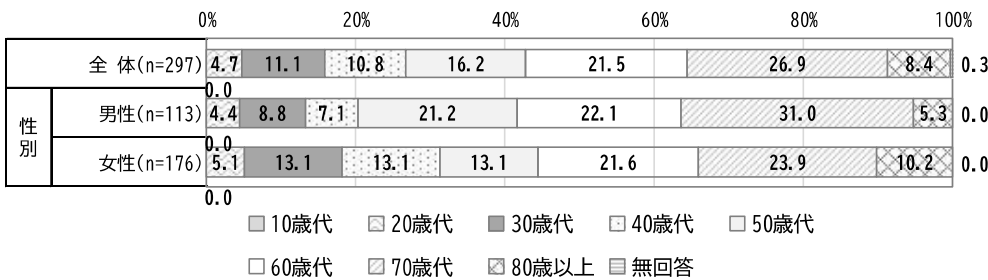
「女性」が59.3%、「男性」が38.0%となっています。



		調査数	男性	女性	答えたくない	無回答
全体		297	113	176	2	6
		100.0	38.0	59.3	0.7	2.0
性別	男性	113	113	-	-	-
		100.0	100.0	-	-	-
性別	女性	176	-	176	-	-
		100.0	-	100.0	-	-
年代別	20歳代	14	5	9	-	-
		100.0	35.7	64.3	-	-
	30歳代	33	10	23	-	-
		100.0	30.3	69.7	-	-
	40歳代	32	8	23	-	1
		100.0	25.0	71.9	-	3.1
	50歳代	48	24	23	1	-
		100.0	50.0	47.9	2.1	-
年代別	60歳代	64	25	38	-	1
		100.0	39.1	59.4	-	1.6
	70歳代	80	35	42	1	2
		100.0	43.8	52.5	1.3	2.5
年代別	80歳以上	25	6	18	-	1
		100.0	24.0	72.0	-	4.0

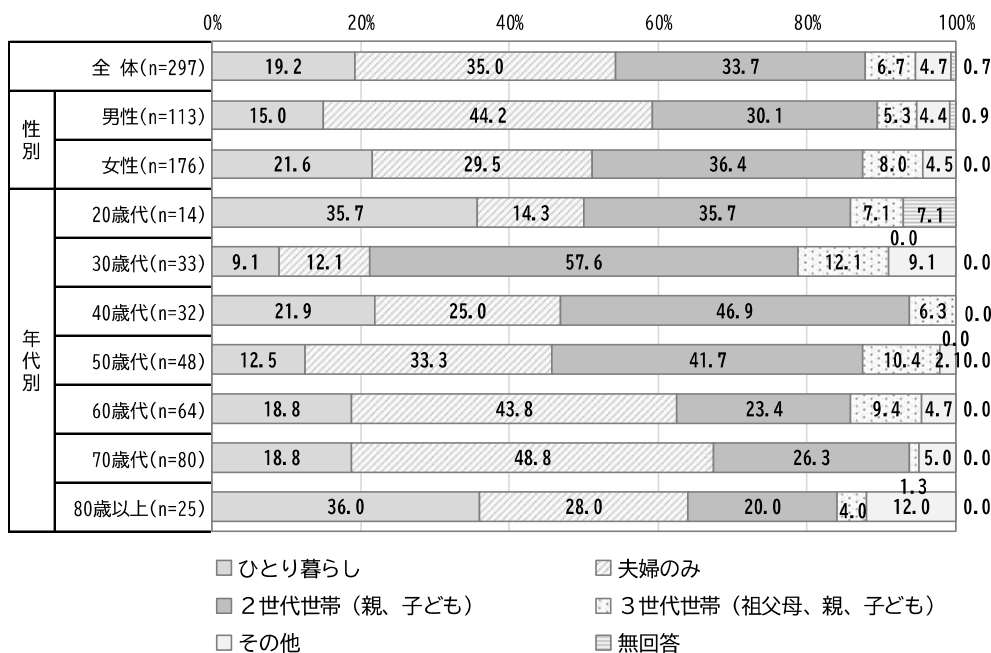
問2 年齢を教えてください。（令和7年6月1日現在の年齢でお答えください） （○は1つだけ）

「70歳代」が26.9%で最も高く、次いで「60歳代」が21.5%、「50歳代」が16.2%となっています。



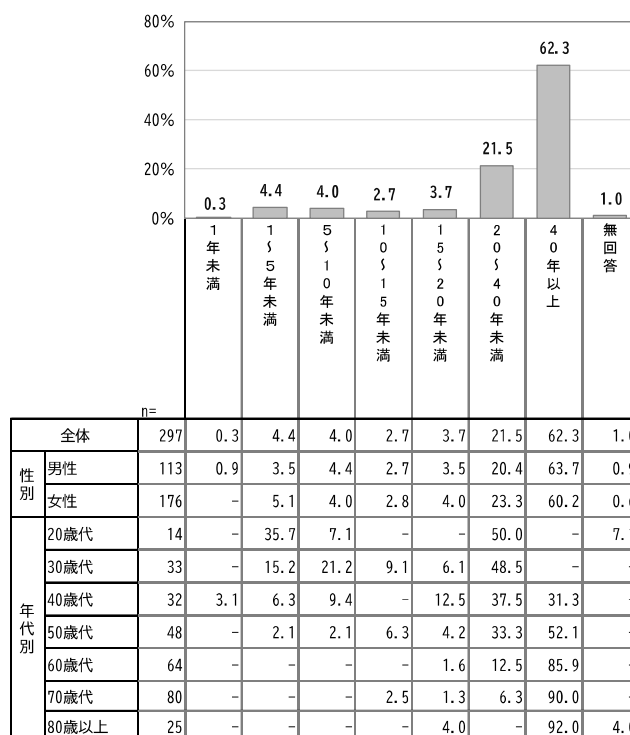
問3 現在の家族構成を教えてください。(〇は1つだけ)

「夫婦のみ」が35.0%で最も高く、次いで「2世代世帯(親、子ども)」が33.7%となっています。



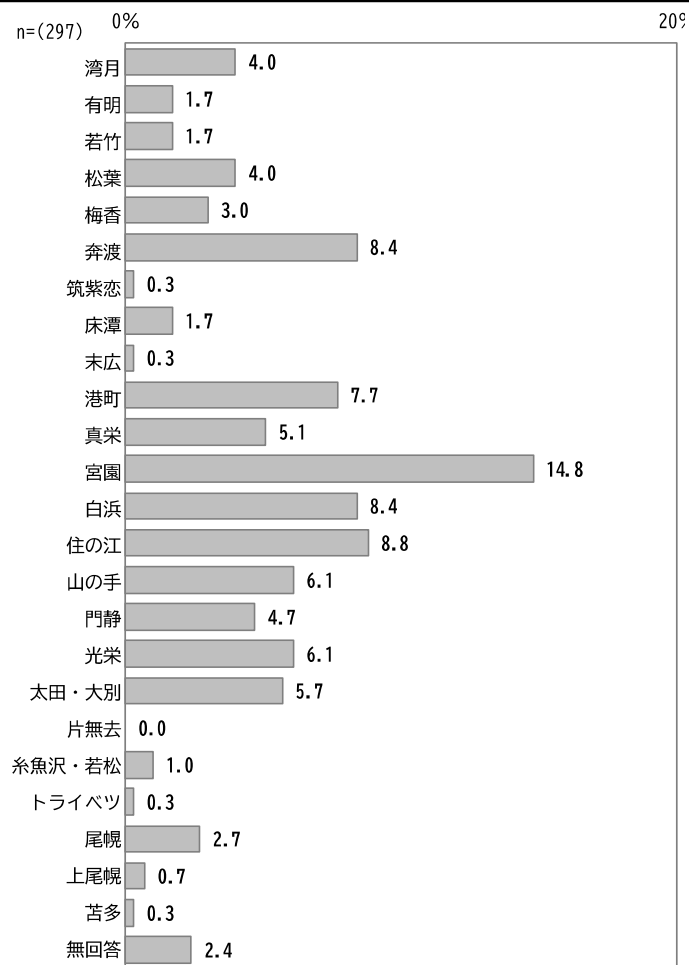
問4 厚岸町には何年くらいお住まいですか。厚岸町から一度町外に転出(例えば、進学や就職)した期間を除き、厚岸町に住んでいる合計年数で教えてください。(〇は1つだけ)

「40年以上」が62.3%で最も高く、次いで「20～40年未満」が21.5%、「1～5年未満」が4.4%となっています。



問5 お住まいの地区を教えてください。(〇は1つだけ)

「宮園」が14.8%で最も高く、次いで「住の江」が8.8%、「奔渡」「白浜」がそれぞれ8.4%となっています。

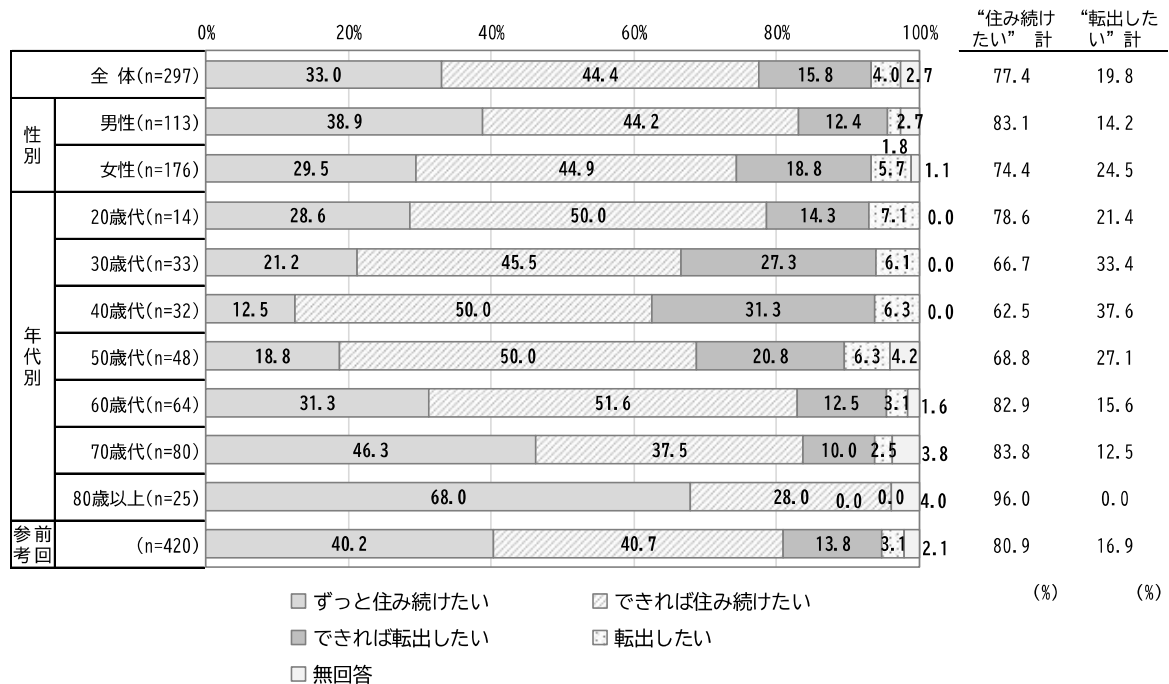


<2> 地域との関わりについて

問6 将来も厚岸町に住み続けたいと思いますか。(〇は1つだけ)

「できれば住み続けたい」が44.4%、「ずっと住み続けたい」が33.0%となっています。

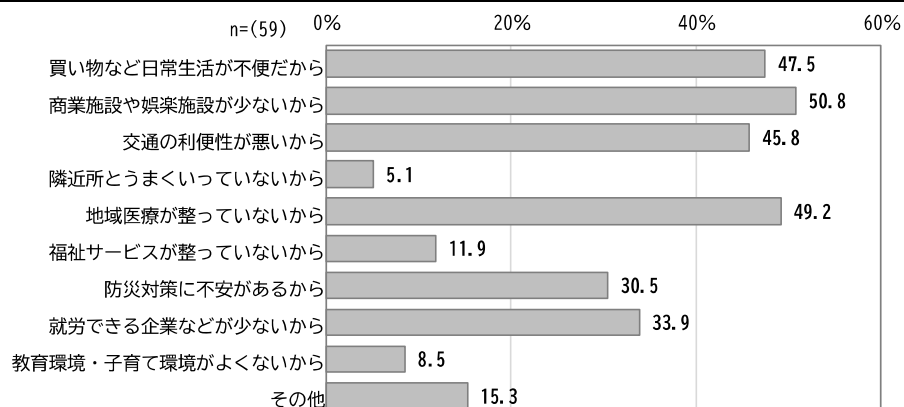
前回と比較すると、「住み続けたい」は今回3.5ポイント低くなっています。また、「転出したい」は2.9ポイント高くなっています。



問6で「3. できれば転出したい」「4. 転出したい」と回答した人におたずねします。

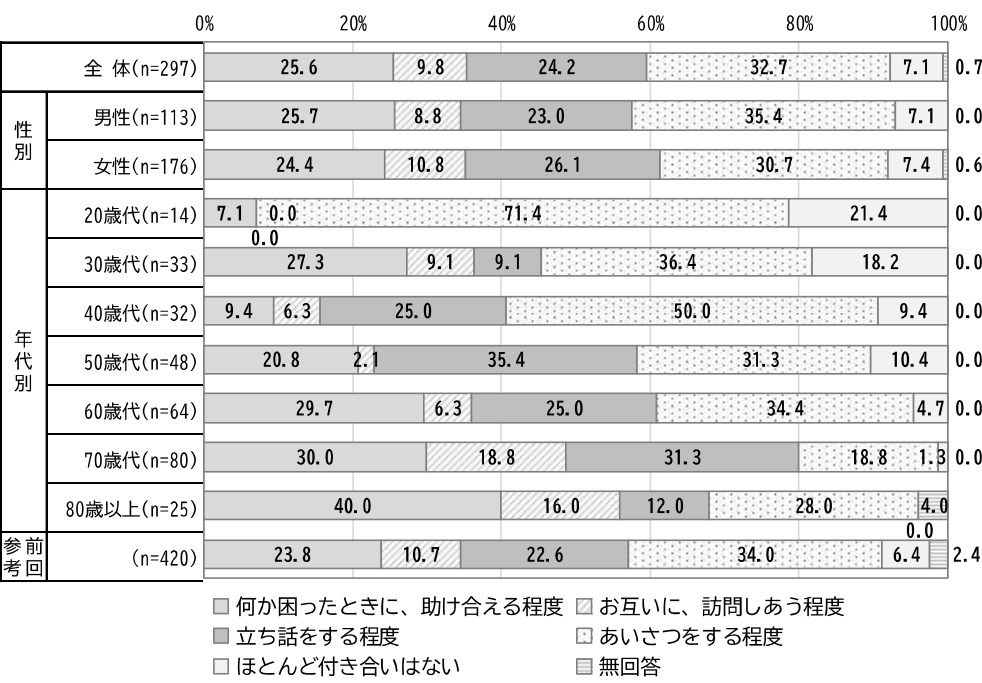
問6-1 転出したい理由を教えてください。(あてはまるものすべてに〇)

「商業施設や娯楽施設が少ないから」が50.8%で最も高く、次いで「地域医療が整っていないから」が49.2%、「買い物など日常生活が不便だから」が47.5%となっています。



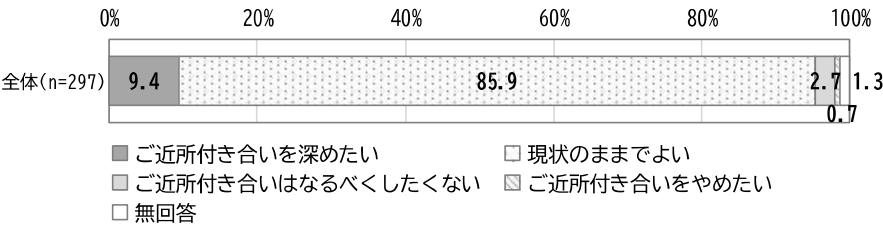
問7 ご近所とのお付き合いをどの程度していますか。最も近いものを教えてください。
(○は1つだけ)

「あいさつをする程度」が32.7%で最も高く、次いで「何か困ったときに、助け合える程度」が25.6%、「立ち話をする程度」が24.2%となっています。



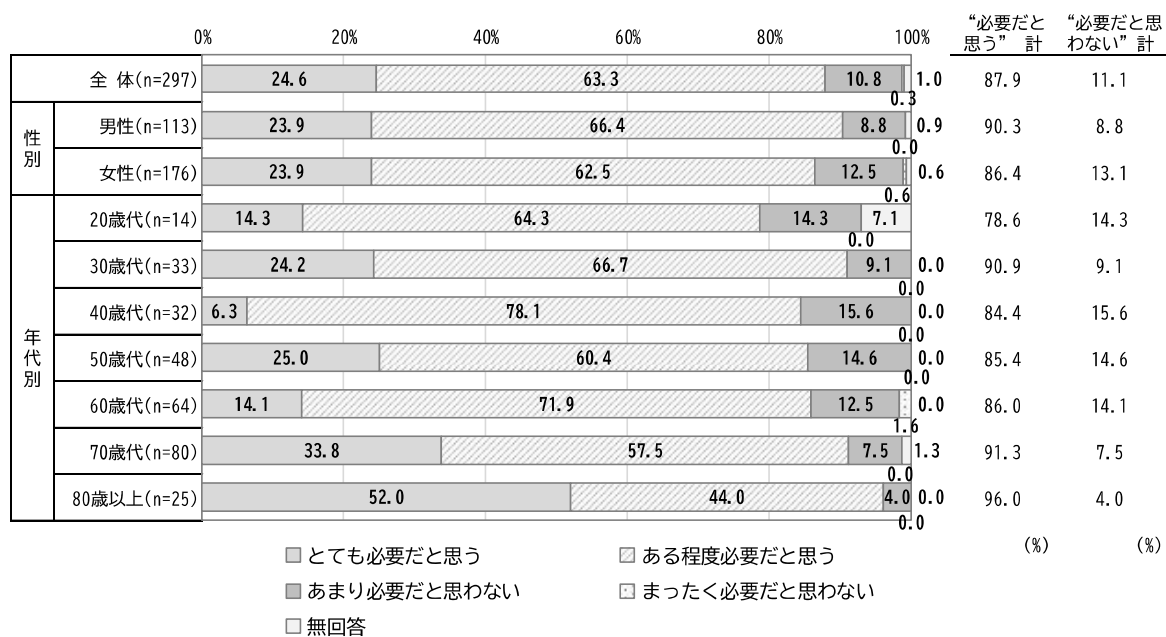
問8 ご近所付き合いの関係を今後どうしていきたいですか。(○は1つだけ)

「現状のままでよい」が85.9%、「ご近所付き合いを深めたい」が9.4%となっています。



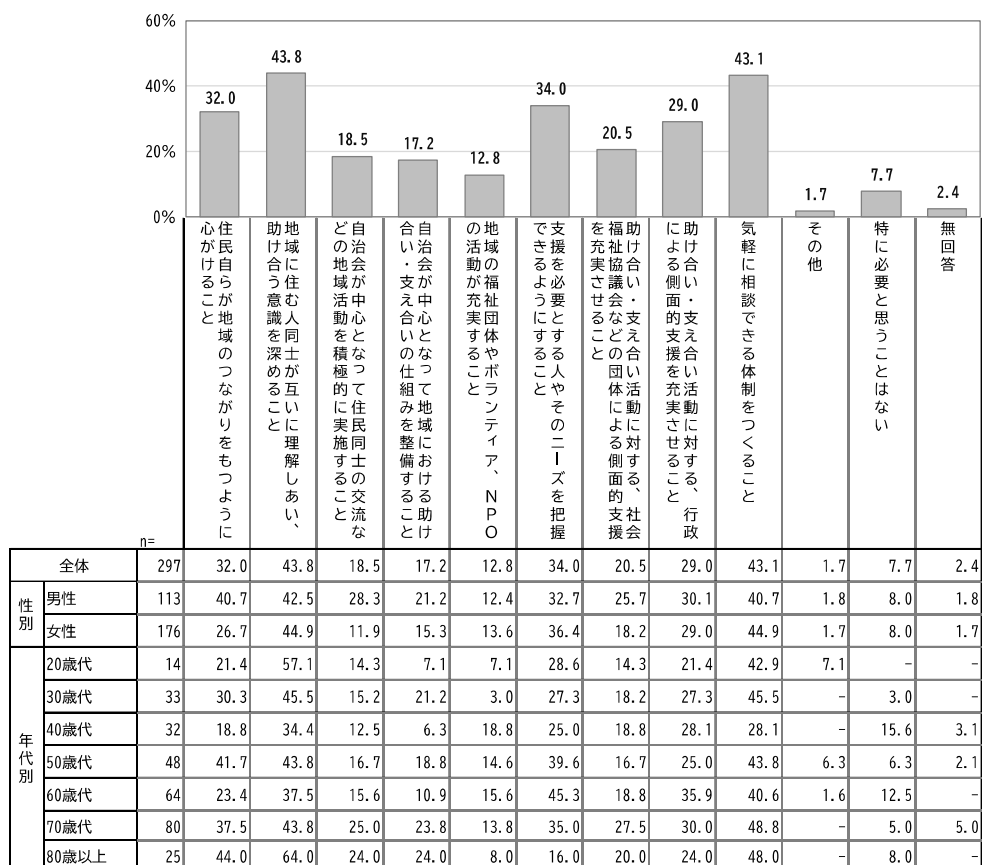
問9 地域（自治会など）の身近な問題を解決するための住民相互の助け合いや支え合いの必要性についてどう思いますか。（〇は1つだけ）

「ある程度必要だと思う」が63.3%、「とても必要だと思う」が24.6%となっています。



問10 地域で助け合い・支え合いの輪を広げていくために、特に必要だと思うことはどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）

「地域に住む人同士が互いに理解しあい、助け合う意識を深めること」が43.8%で最も高く、次いで「気軽に相談できる体制をつくること」が43.1%、「支援を必要とする人やそのニーズを把握できるようにすること」が34.0%となっています。

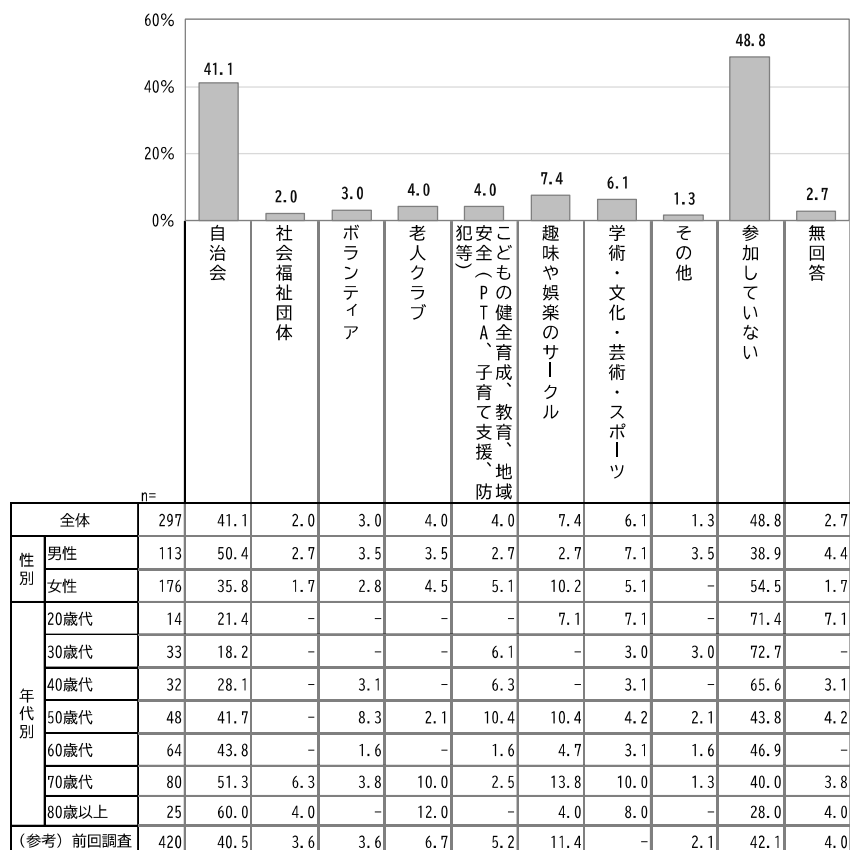


<3> 地域活動について

問11 あなたが現在参加している地域活動を教えてください。

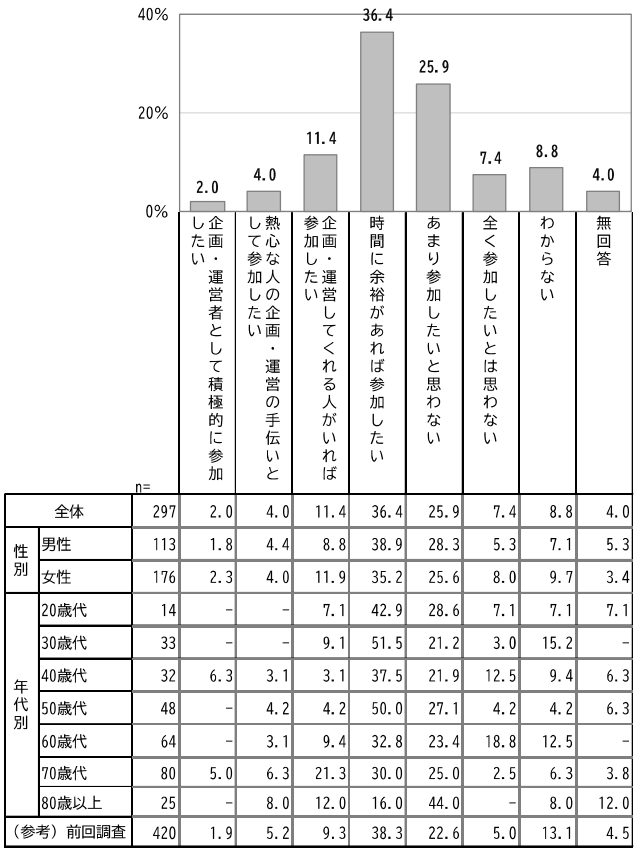
(あてはまるものすべてに○)

「参加していない」が48.8%で最も高く、次いで「自治会」が41.1%、「趣味や娯楽のサークル」が7.4%となっています。



問12 自治会や社会福祉・生涯学習等の隣近所での地域活動に、参加したいと思いますか。
 (○は1つだけ)

「時間に余裕があれば参加したい」が36.4%で最も高く、次いで「あまり参加したいと思わない」が25.9%、「企画・運営してくれる人がいれば参加したい」が11.4%となっています。

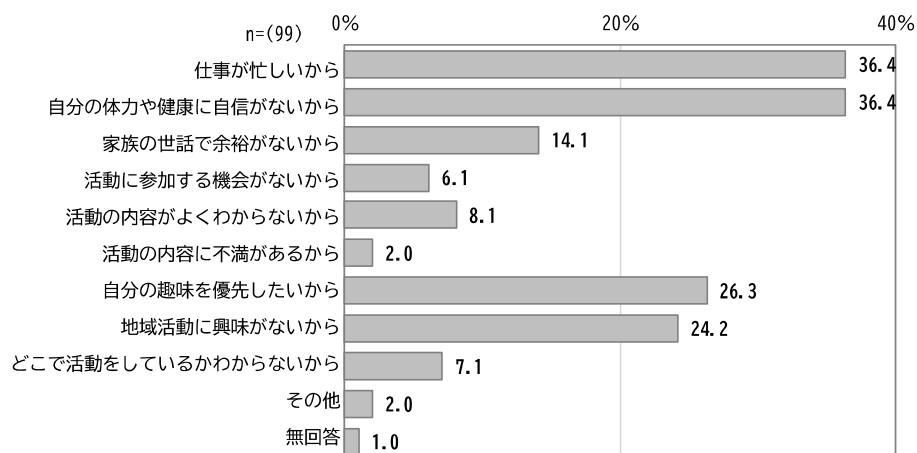


問12で「5. あまり参加したいと思わない」「6. 全く参加したいとは思わない」と回答した人におたずねします。

問12-1 地域活動に参加したいと思わない理由を教えてください。

(あてはまるものすべてに○)

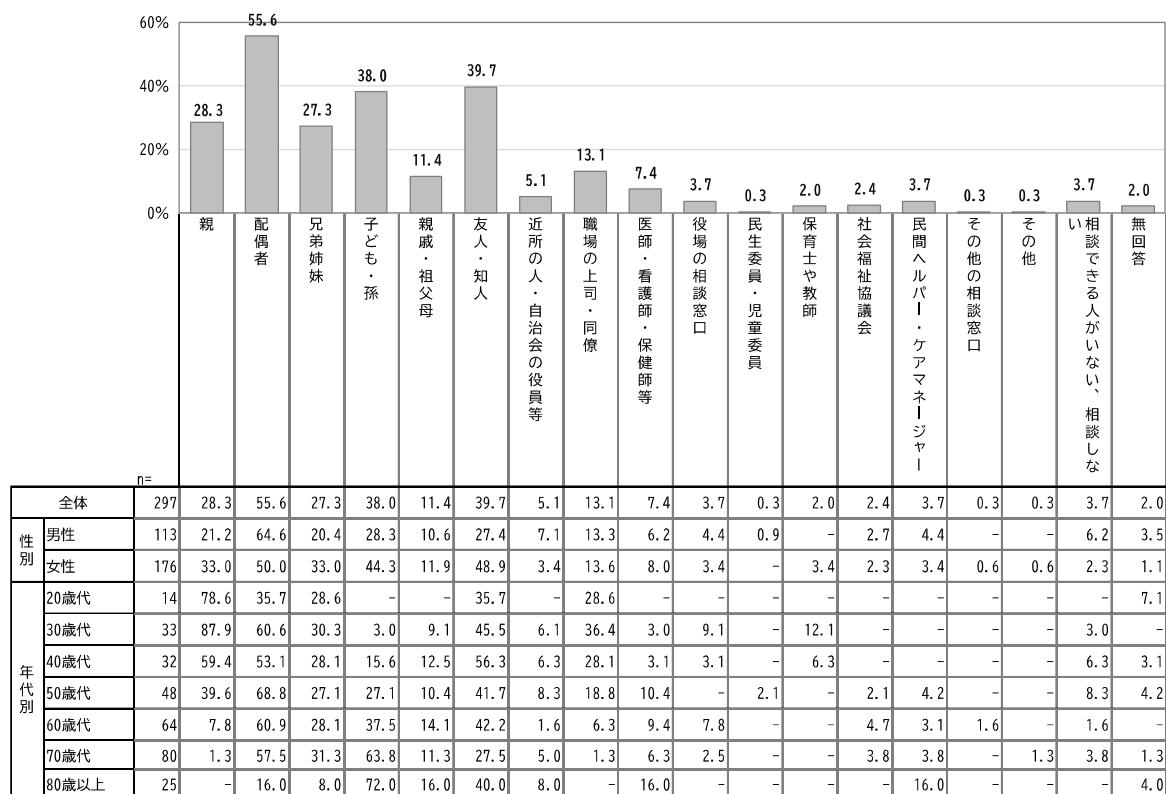
「仕事が忙しいから」「自分の体力や健康に自信がないから」がそれぞれ36.4%で最も高く、次いで「自分の趣味を優先したいから」が26.3%、「地域活動に興味がないから」が24.2%となっています。



<4> 日常生活について

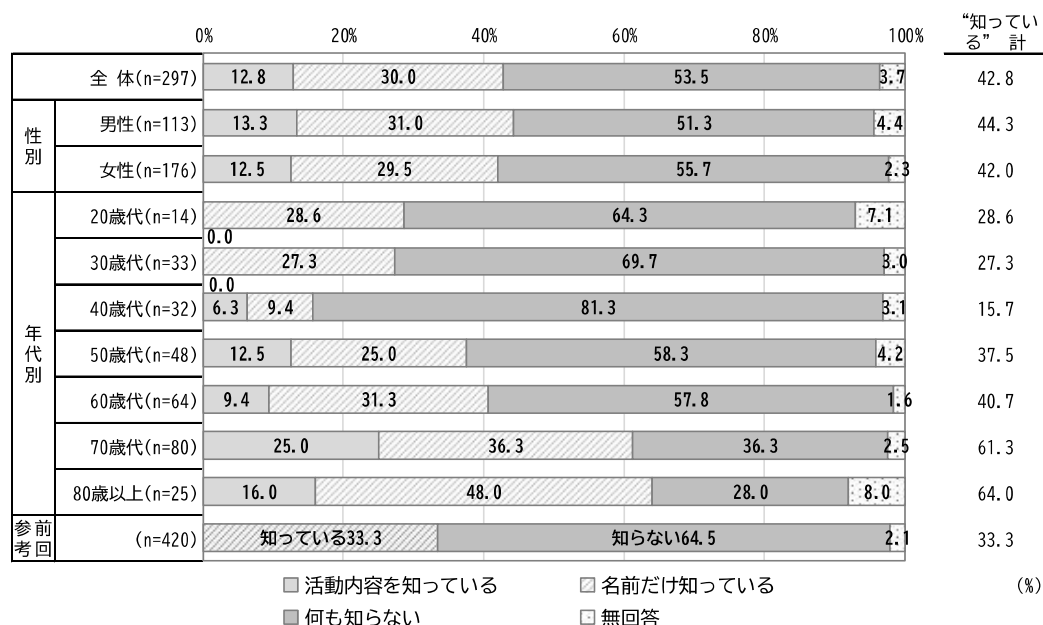
問13 あなたは日々の生活のなかで、困ったことがあるときにだれに相談していますか。
(あてはまるものすべてに○)

「配偶者」が55.6%で最も高く、次いで「友人・知人」が39.7%、「子ども・孫」が38.0%となっています。



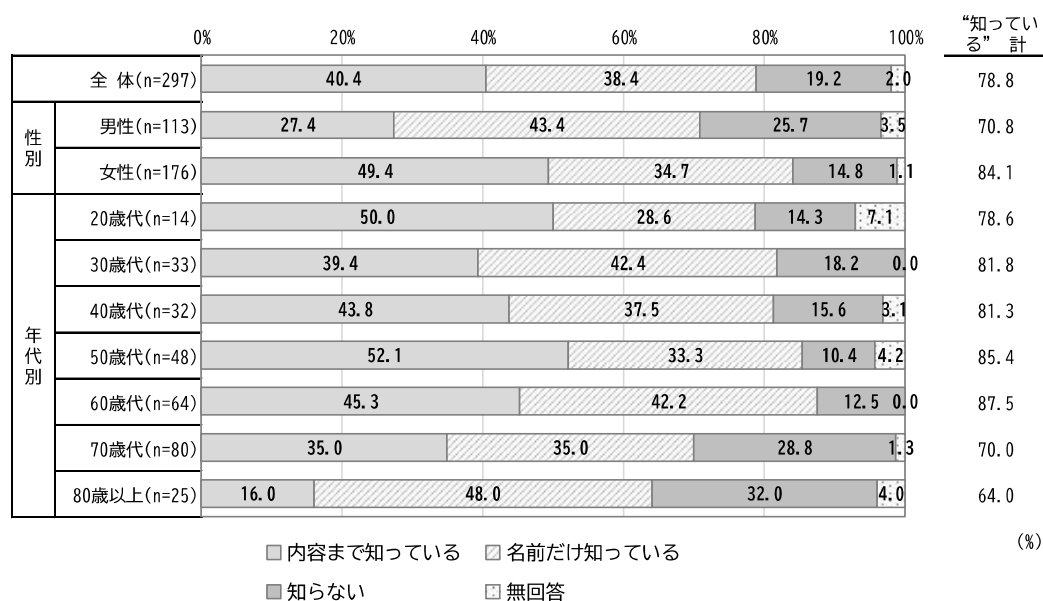
問14 民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な相談支援者として住民の立場に立った福祉活動を行っています。あなたが住まいの地区の担当民生委員・児童委員を知っていますか。(〇は1つだけ)

「何も知らない」が53.5%、「名前だけ知っている」が30.0%となっています。



問15 あなたは「ケアラー※」や「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。(〇は1つだけ)

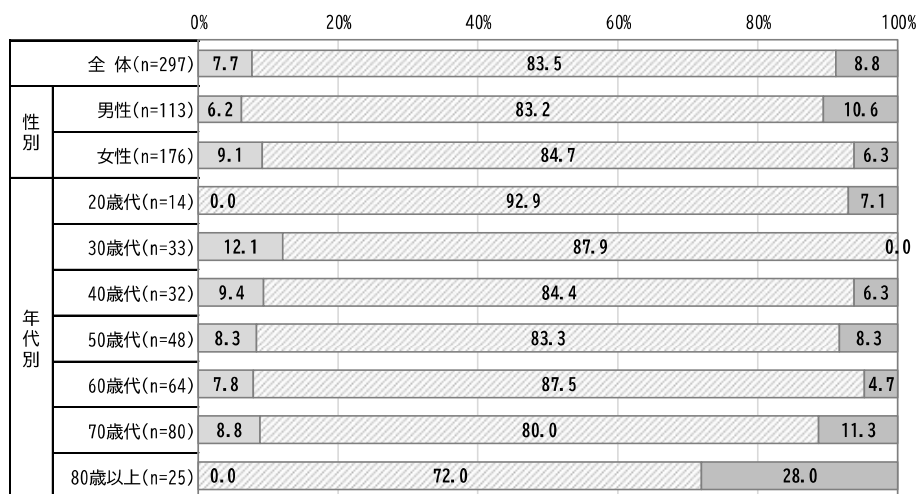
「内容まで知っている」が40.4%、「名前だけ知っている」が38.4%となっています。



※ケアラー: ところやからだに不調があり、「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などのケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人

問16 あなたは現在「ケアラー」に該当しますか。(〇は1つだけ)

「該当しない」が83.5%、「該当する」が7.7%となっています。



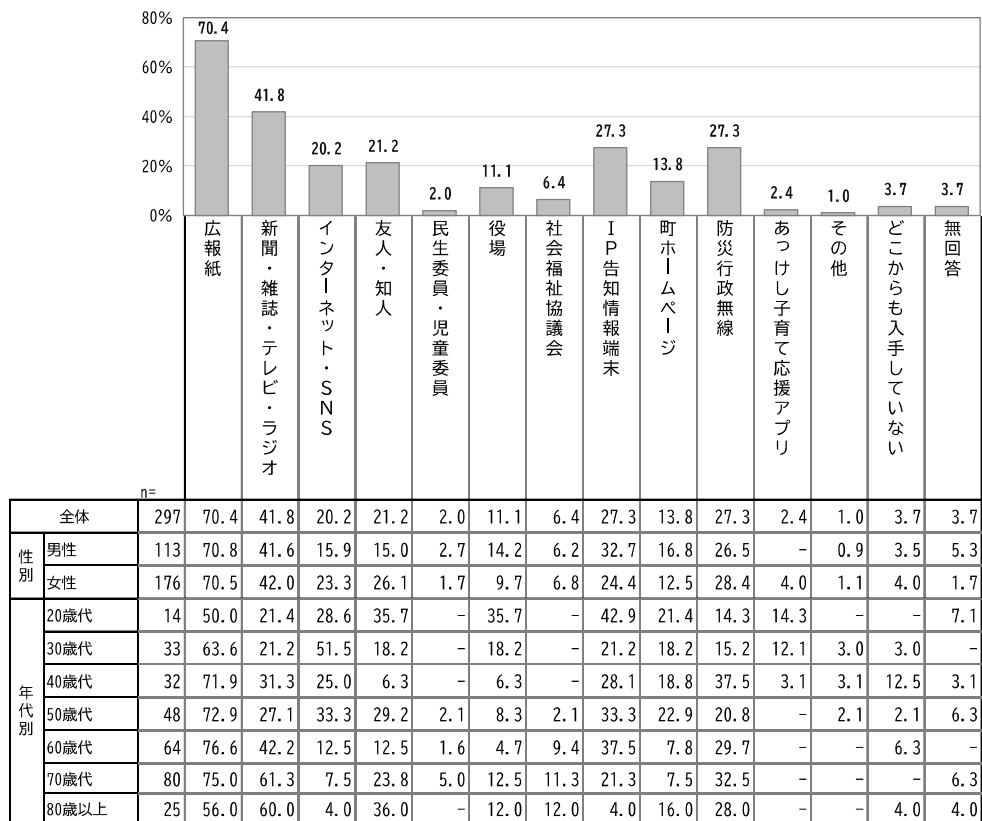
□ 該当する □ 該当しない □ 無回答

<5> 行政や福祉の情報について

問17 あなたは行政や福祉に関する情報をどこから入手していますか。

(あてはまるものすべてに○)

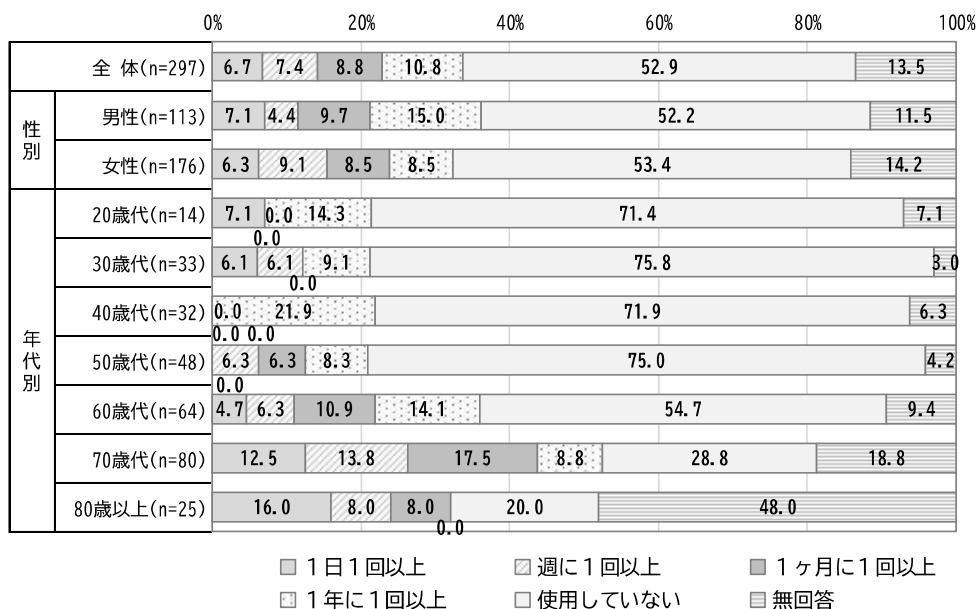
「広報紙」が70.4%で最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が41.8%、「IP告知情報端末」「防災行政無線」がそれぞれ27.3%となっています。



問18 あなたはＩＰ告知情報端末をどの用途にどのくらい使っていますか。１～５の項目でそれぞれあてはまるもの１つに○をつけてください。

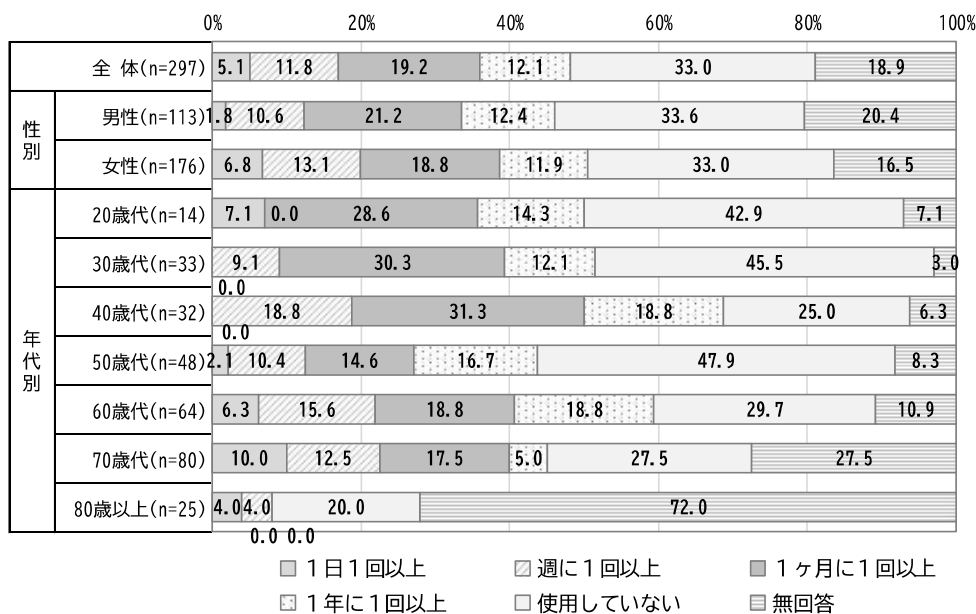
① 電話（テレビ電話を含む）

「使用していない」が52.9%で最も高く、次いで「１年に１回以上」が10.8%となっています。



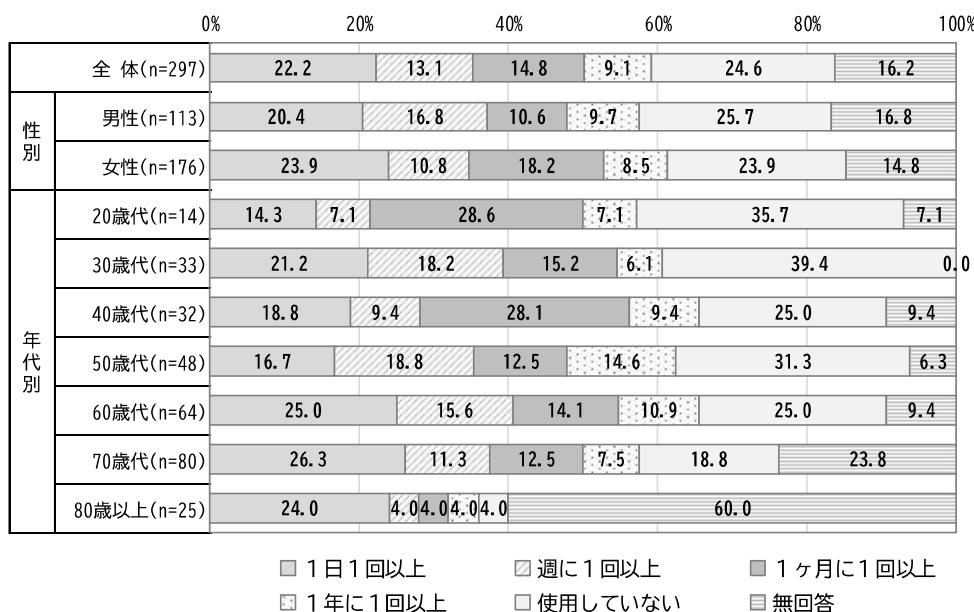
② 告知放送の確認（端末を操作する）

「使用していない」が33.0%で最も高く、次いで「1ヶ月に1回以上」が19.2%となっています。



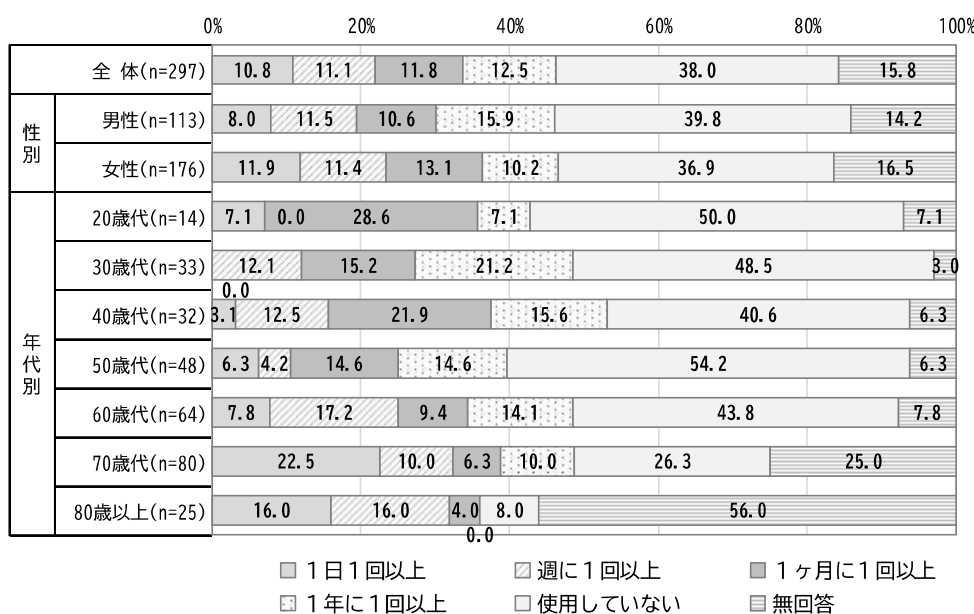
③ 告知放送の確認（聞くことに限る）

「使用していない」が24.6%で最も高く、次いで「1日1回以上」が22.2%となっています。



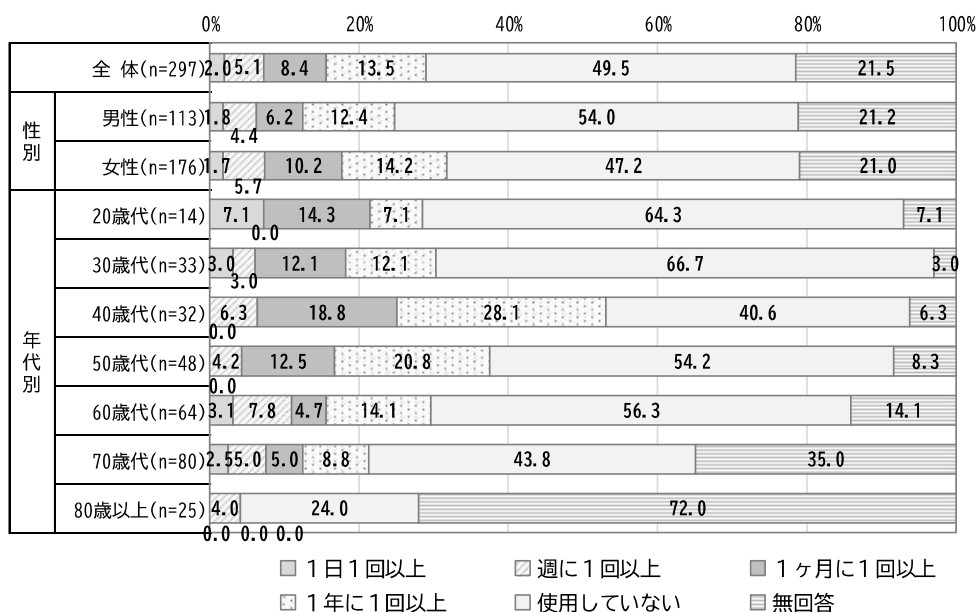
④ 天気予報・防災情報の確認

「使用していない」が38.0%で最も高く、次いで「1年に1回以上」が12.5%となっています。



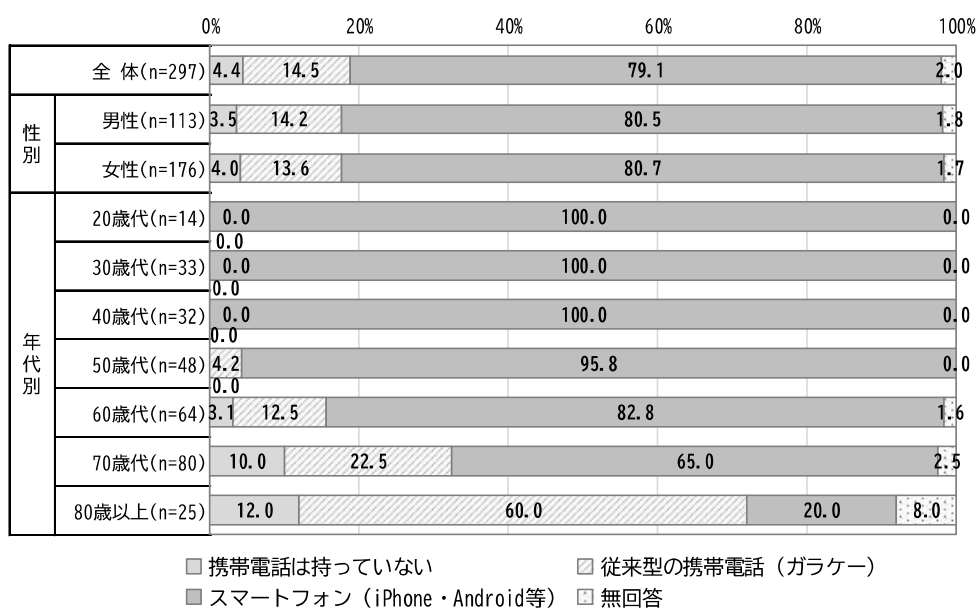
⑤ 公共交通機関の時刻表、その他情報の確認

「使用していない」が49.5%で最も高く、次いで「1年に1回以上」が13.5%となっています。



問19 あなたは現在、携帯電話を使用していますか。(○は1つだけ)

「スマートフォン(iPhone・Android等)」が79.1%、「従来型の携帯電話(ガラケー)」が14.5%となっています。

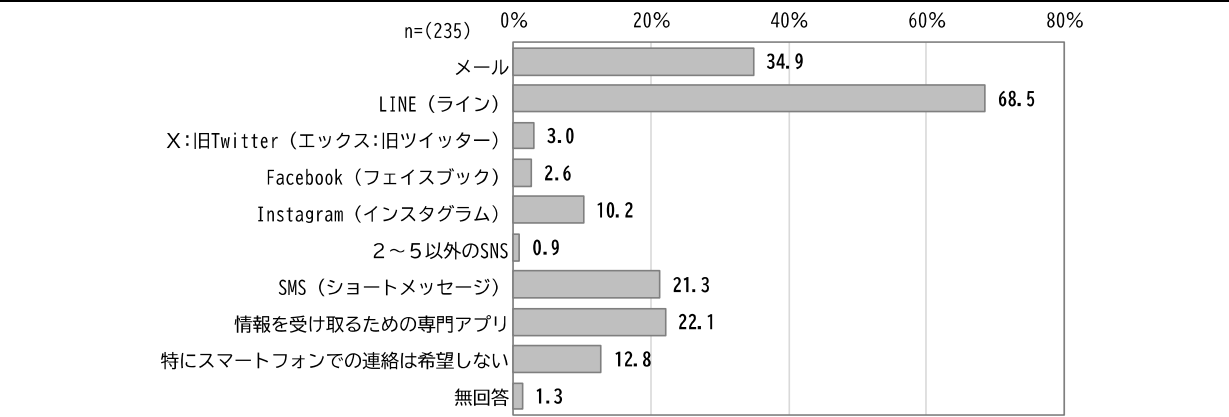


問19で「3. スマートフォン (iPhone・Android等)」と回答した人におたずねします。

問19-1 行政や福祉サービスのお知らせや連絡をスマートフォンで受け取るとした場合の方法として使いやすいと思うものがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

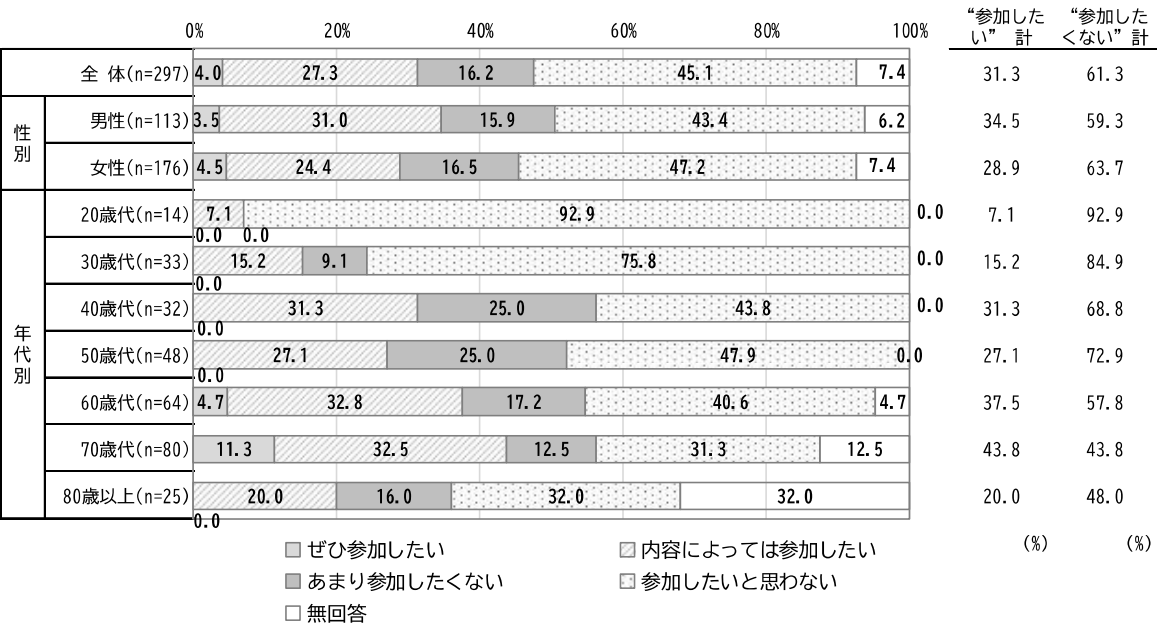
「LINE(ライン)」が68.5%で最も高く、次いで「メール」が34.9%、「情報を受け取るための専門アプリ」が22.1%となっています。



		調査数	メール	(ライン)	Twitter:旧ツイッター	Facebook(フェイスブック)	Instagram(インスタグラム)	SNS:2～5以外のSNS	SMS(ショートメッセージ)	情報をためるための専門アプリ	情報は希望しない	特にスマートフォンでの連絡	無回答
全体		235	82	161	7	6	24	2	50	52	30	3	
		100.0	34.9	68.5	3.0	2.6	10.2	0.9	21.3	22.1	12.8	1.3	
性別	男性	91	41	58	3	2	5	2	17	17	15	—	
		100.0	45.1	63.7	3.3	2.2	5.5	2.2	18.7	18.7	16.5	—	
	女性	142	41	102	4	3	18	—	33	34	15	3	
		100.0	28.9	71.8	2.8	2.1	12.7	—	23.2	23.9	10.6	2.1	
年代別	20歳代	14	3	12	1	1	1	—	3	3	—	—	
		100.0	21.4	85.7	7.1	7.1	7.1	—	21.4	21.4	—	—	
	30歳代	33	5	28	4	1	8	—	7	10	3	—	
		100.0	15.2	84.8	12.1	3.0	24.2	—	21.2	30.3	9.1	—	
	40歳代	32	13	24	—	1	7	1	10	8	2	—	
		100.0	40.6	75.0	—	3.1	21.9	3.1	31.3	25.0	6.3	—	
	50歳代	46	23	33	1	2	7	1	9	8	3	—	
		100.0	50.0	71.7	2.2	4.3	15.2	2.2	19.6	17.4	6.5	—	
	60歳代	53	17	33	1	1	1	—	9	13	7	—	
		100.0	32.1	62.3	1.9	1.9	1.9	—	17.0	24.5	13.2	—	
	70歳代	52	20	29	—	—	—	—	11	9	13	2	
		100.0	38.5	55.8	—	—	—	—	21.2	17.3	25.0	3.8	
	80歳以上	5	1	2	—	—	—	—	1	1	2	1	
		100.0	20.0	40.0	—	—	—	—	20.0	20.0	40.0	20.0	

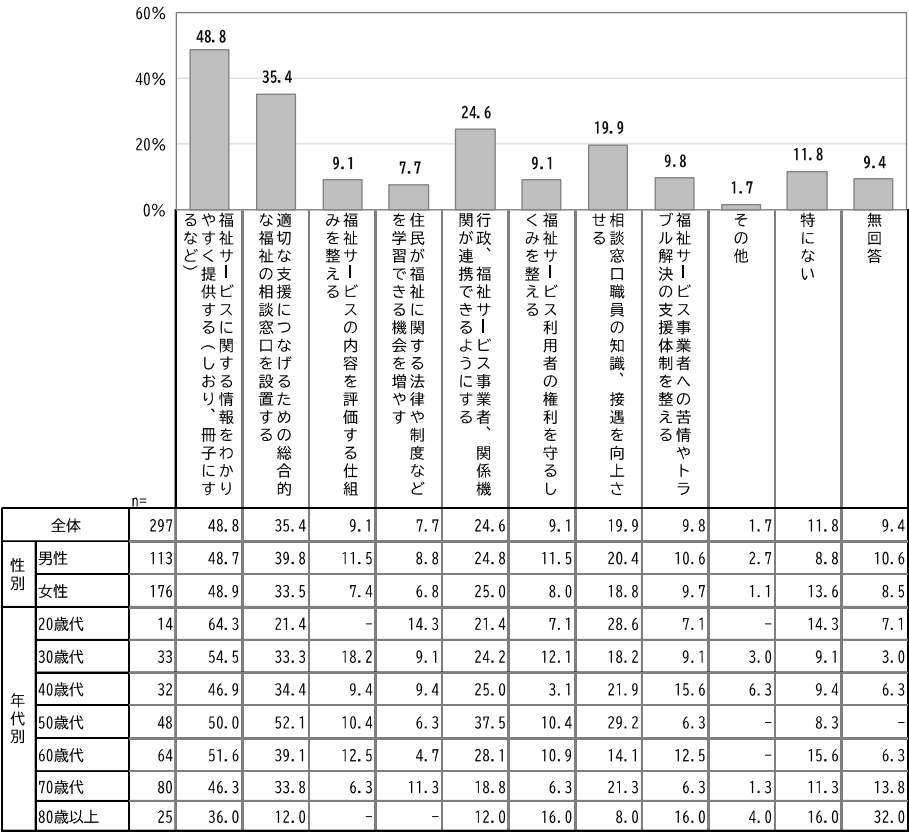
問20 スマートフォンやLINEなどの使い方を学ぶ講座や教室があれば、参加したいと
 思いますか。(〇は1つだけ)

「参加したいと思わない」が45.1%、「内容によっては参加したい」が27.3%となっています。



問21 福祉サービスの利用を希望する人が自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するために、行政はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。(〇は3つまで)

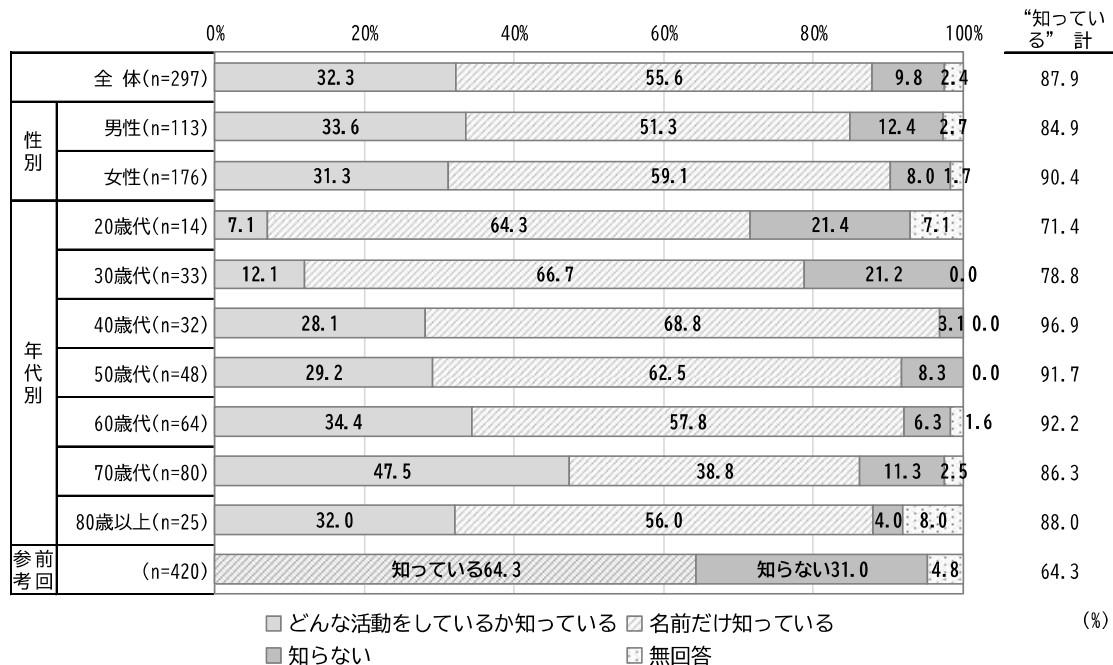
「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する(しおり、冊子にするなど)」が48.8%で最も高く、次いで「適切な支援につなげるための総合的な福祉の相談窓口を設置する」が35.4%、「行政、福祉サービス事業者、関係機関が連携できるようにする」が24.6%となっています。



<6> 厚岸町社会福祉協議会について

問22 あなたは厚岸町社会福祉協議会を知っていますか。(〇は1つだけ)

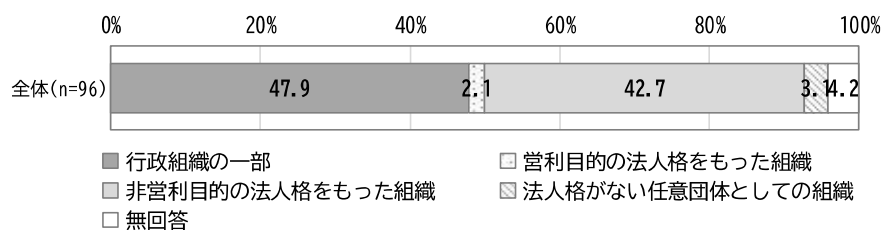
「名前だけ知っている」が55.6%、「どんな活動をしているか知っている」が32.3%となっています。



問22で「1. どんな活動をしているか知っている」と回答した人におたずねします。

問22-1 厚岸町社会福祉協議会は、どのような組織だと認識していますか。(〇は1つだけ)

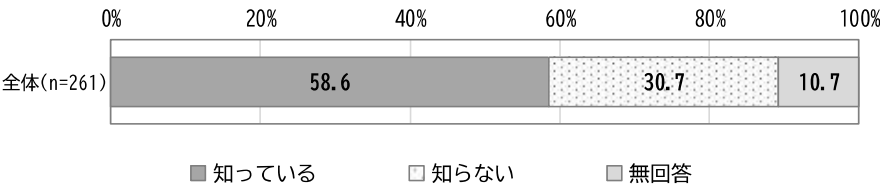
「行政組織の一部」が47.9%、「非営利目的の法人格をもった組織」が42.7%となっています。



問22で「1. どんな活動をしているか知っている」「2. 名前だけ知っている」と回答した人におたずねします。

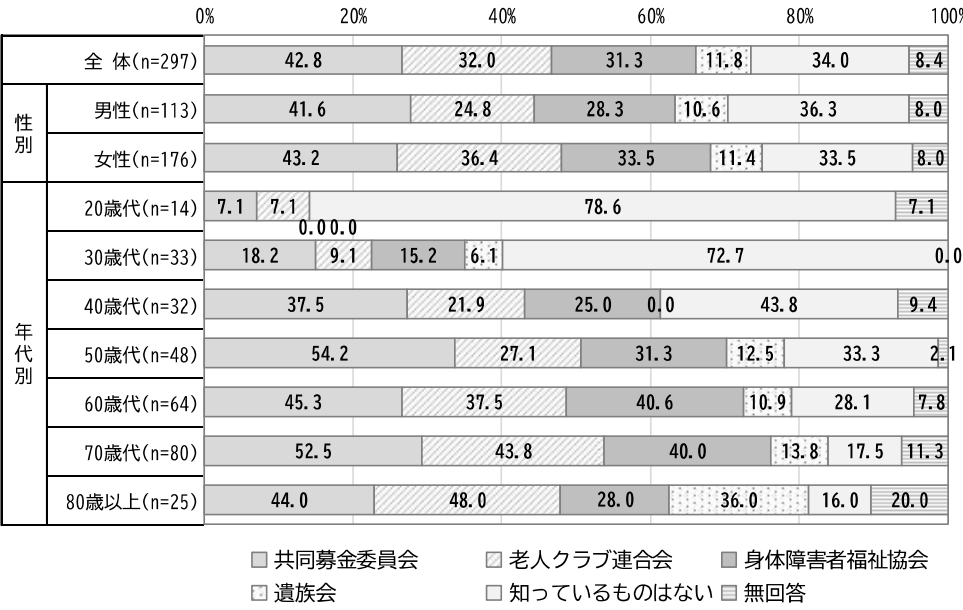
問22-2 厚岸町社会福祉協議会が「地域福祉の推進」を目的として活動していることを知っていますか。(○は1つだけ)

「知っている」が58.6%、「知らない」が30.7%となっています。



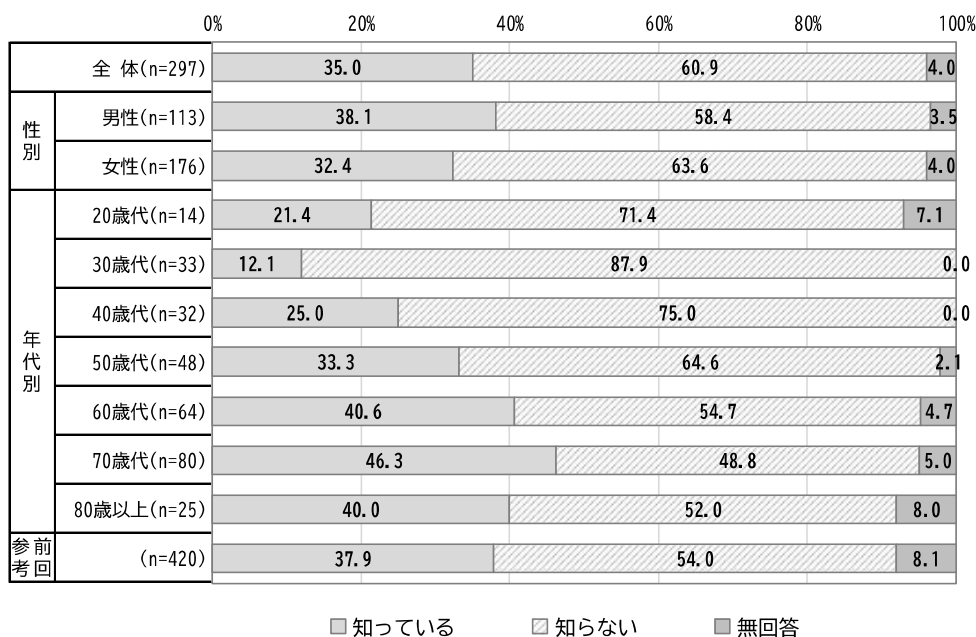
問23 あなたは厚岸町社会福祉協議会で担っている団体事務で知っているものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

「共同募金委員会」が42.8%で最も高く、次いで「知っているものはない」が34.0%、「老人クラブ連合会」が32.0%となっています。



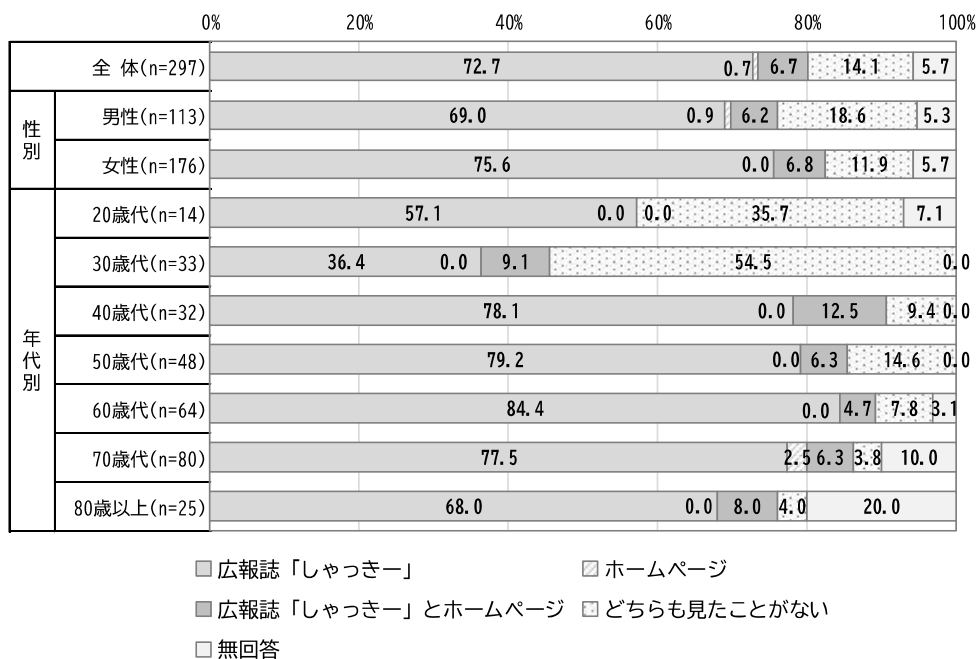
問24 あなたは厚岸町社会福祉協議会の活動費の中には、町民からいただいている会費が入っていることを知っていますか。(〇は1つだけ)

「知らない」が60.9%、「知っている」が35.0%となっています。



問25 あなたは厚岸町社会福祉協議会の広報で見たことがあるものはありますか。(〇は1つだけ)

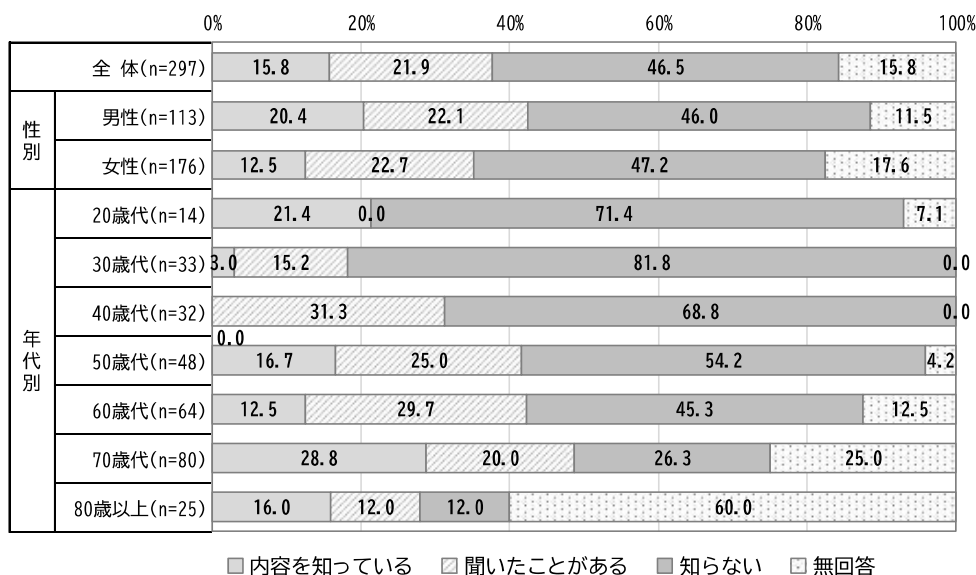
「広報誌「しゃっきー」」が72.7%、「どちらも見たことがない」が14.1%となっています。



問26 あなたは厚岸町社会福祉協議会が地域福祉の推進を目的に1～17の活動に取り組んでいることを知っていますか。1～17の項目でそれぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。

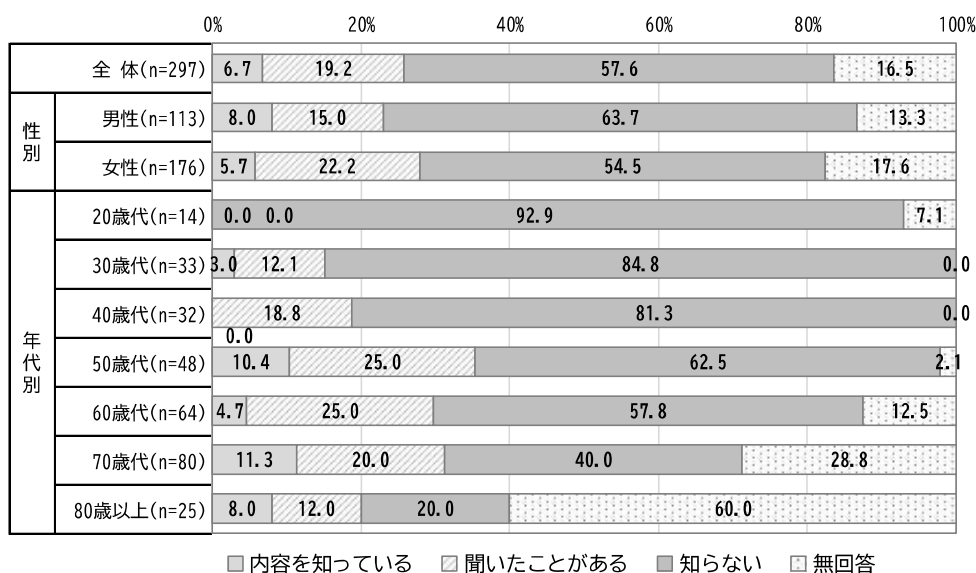
① 自治会活動への助成

「知らない」が46.5%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が21.9%となっています。



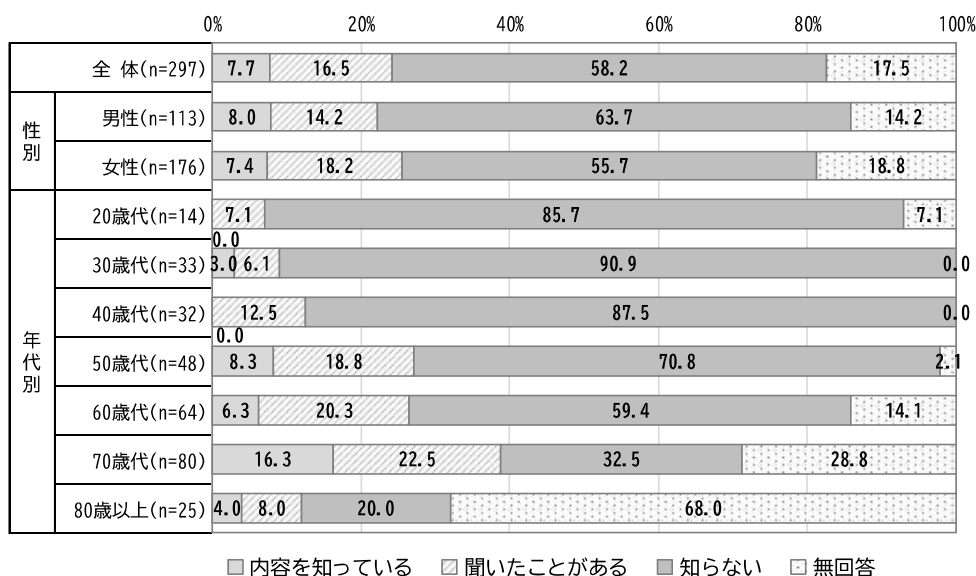
② 地域支え合いネットワーク会議の開催

「知らない」が57.6%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が19.2%となっています。



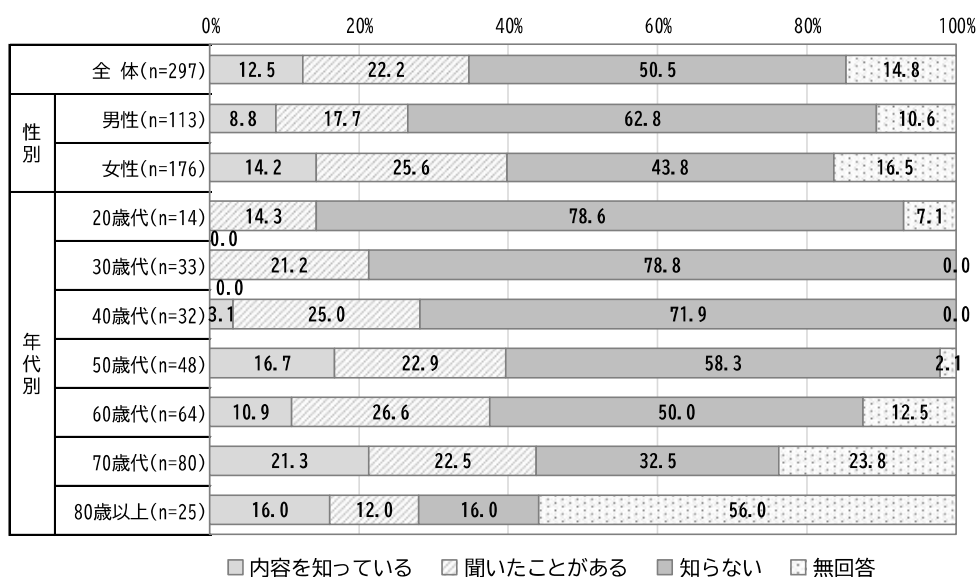
③ 緊急情報キット「かけはし」の推進

「知らない」が58.2%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が16.5%となっています。



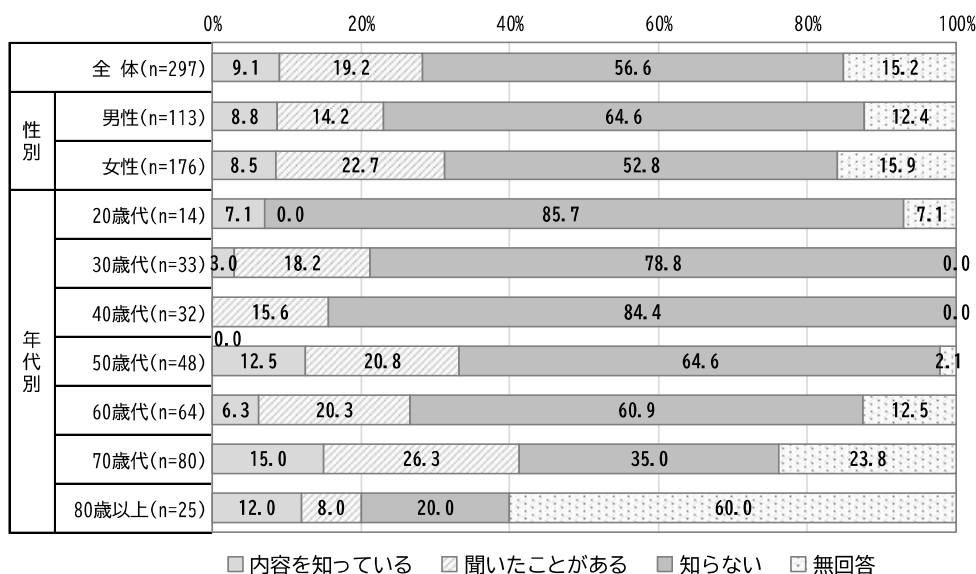
④ ふれあい会食会の実施

「知らない」が50.5%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が22.2%となっています。



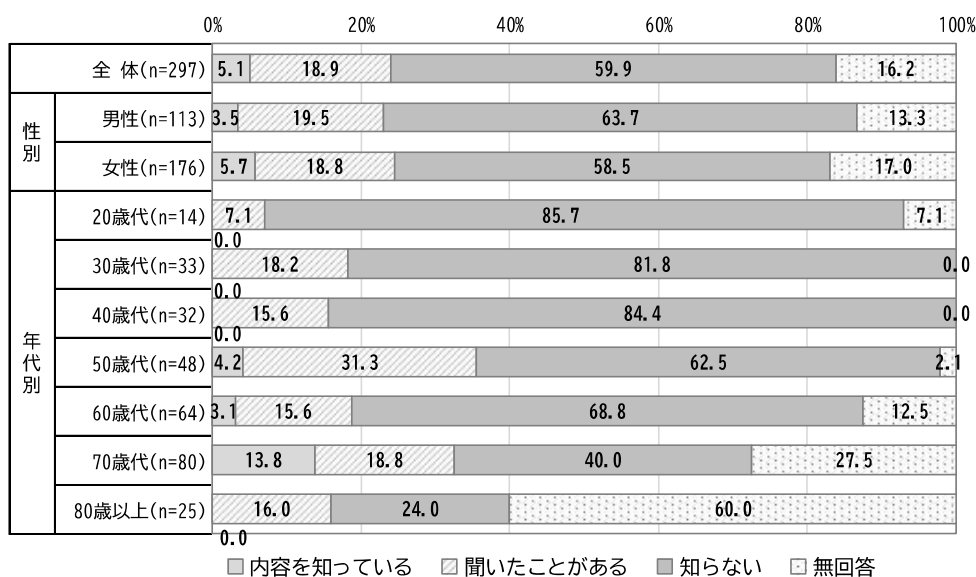
⑤ おたすけ隊の運営

「知らない」が56.6%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が19.2%となっています。



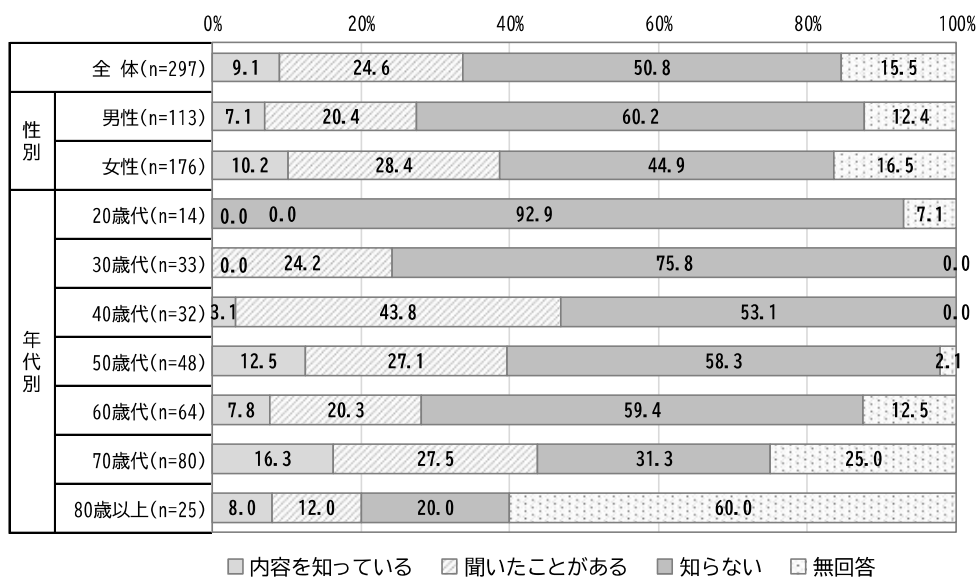
⑥ 住民主体のサロン活動の支援

「知らない」が59.9%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が18.9%となっています。



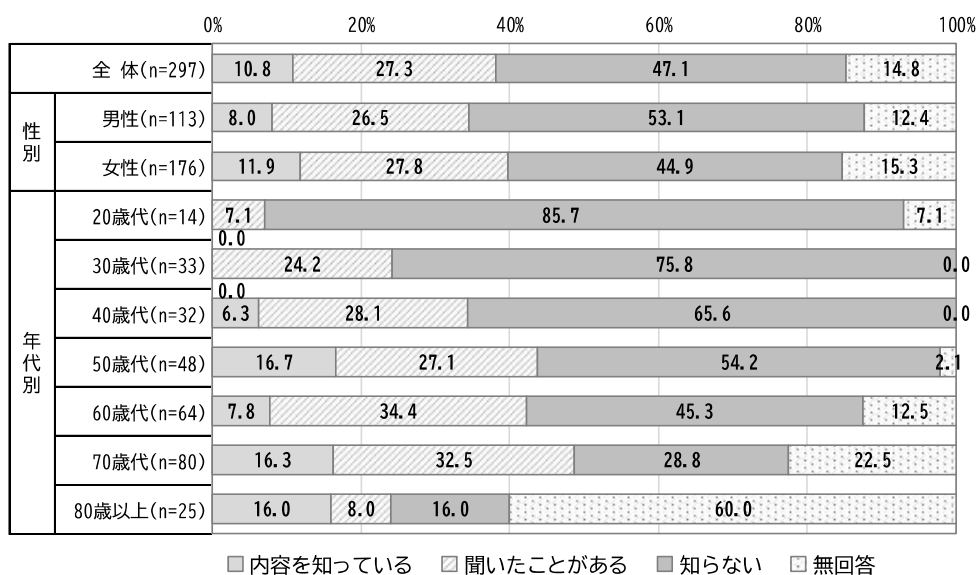
⑦ 地域食堂やコミュニティカフェの支援

「知らない」が50.8%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が24.6%となっています。



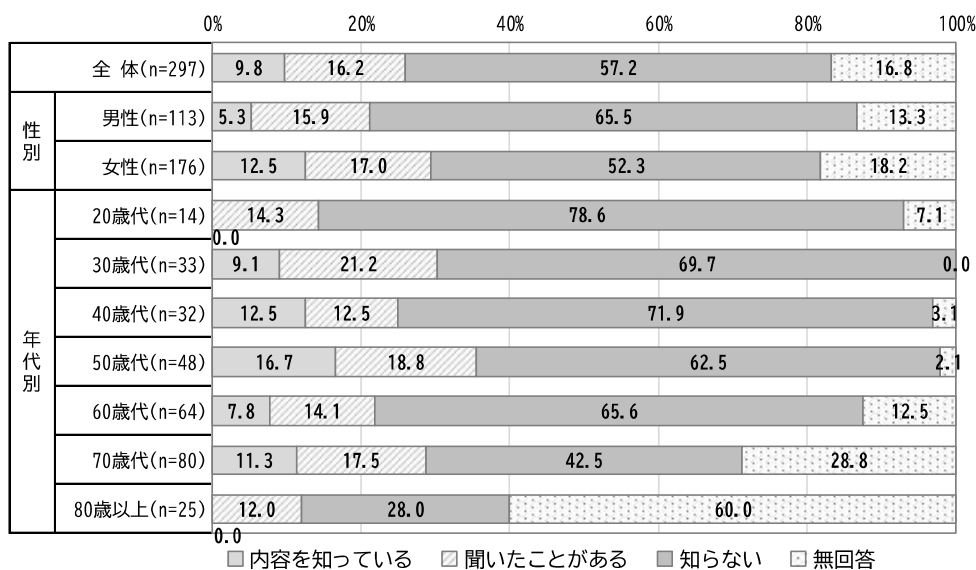
⑧ ボランティアセンターの運営

「知らない」が47.1%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が27.3%となっています。



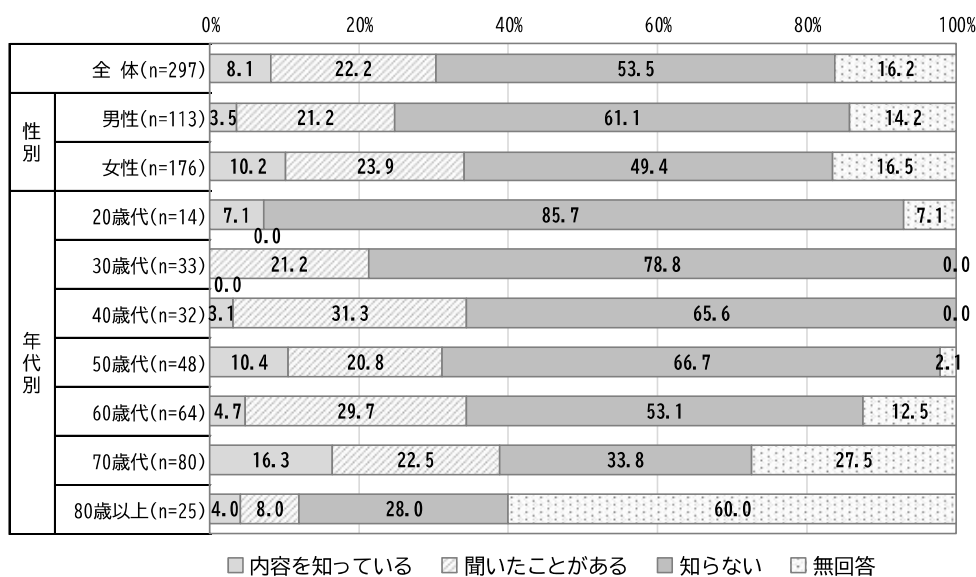
⑨ ファミリーサポート事業の実施

「知らない」が57.2%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が16.2%となっています。



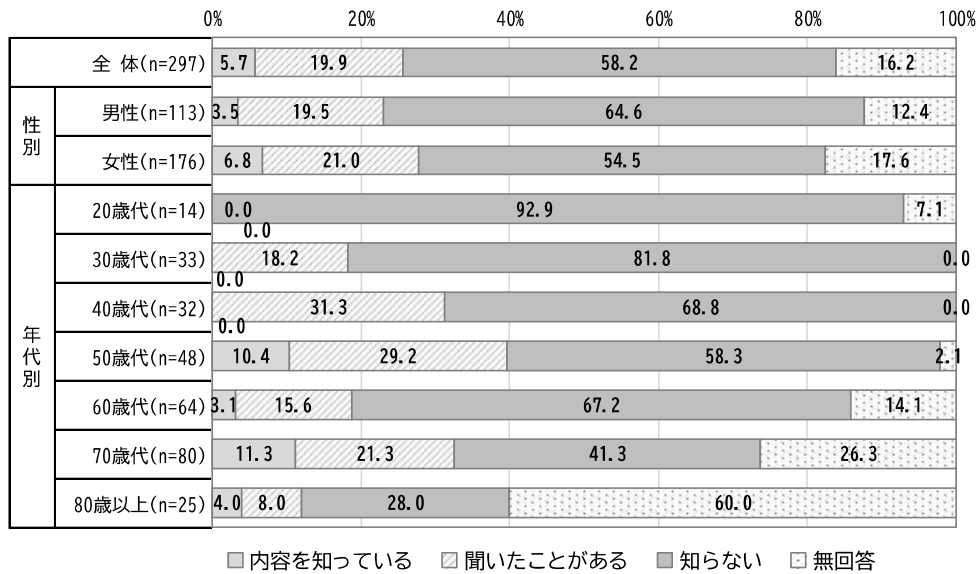
⑩ 福祉学習への活動支援

「知らない」が53.5%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が22.2%となっています。



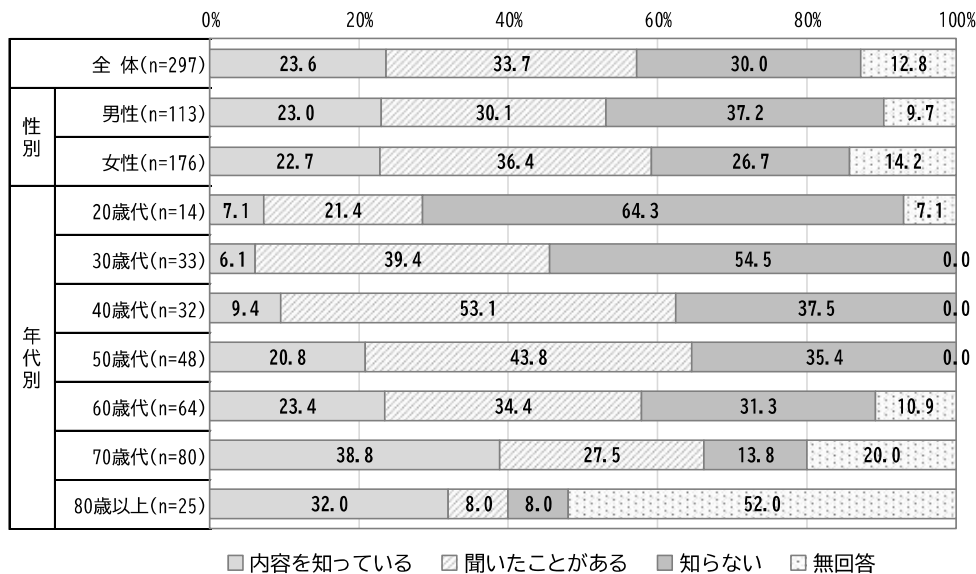
⑪ 生活支援コーディネーターの配置

「知らない」が58.2%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が19.9%となっています。



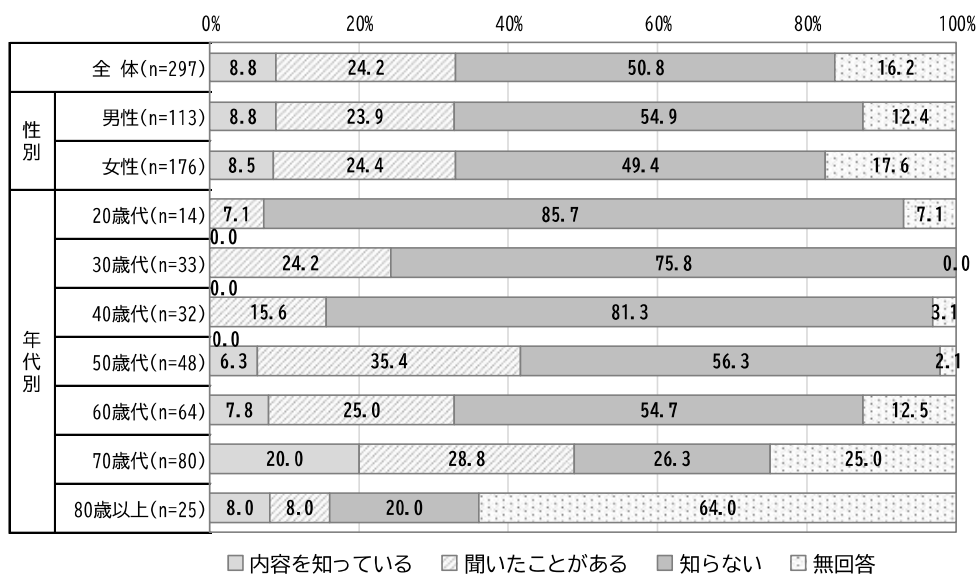
⑫ 福祉バス「あやめ号」の運行管理

「聞いたことがある」が33.7%で最も高く、次いで「知らない」が30.0%となっています。



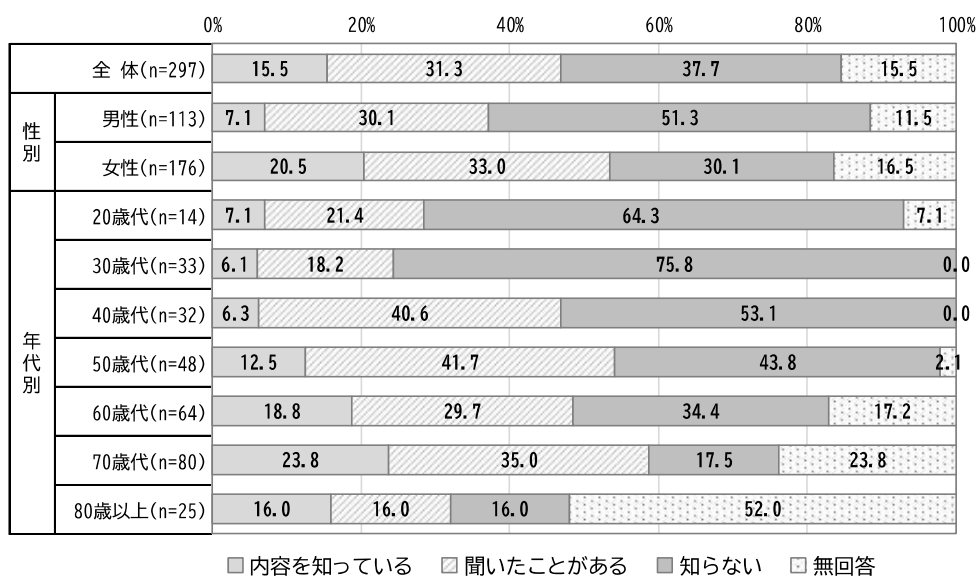
⑬ 福祉相談所（地区・中央・法律）の開設

「知らない」が50.8%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が24.2%となっています。



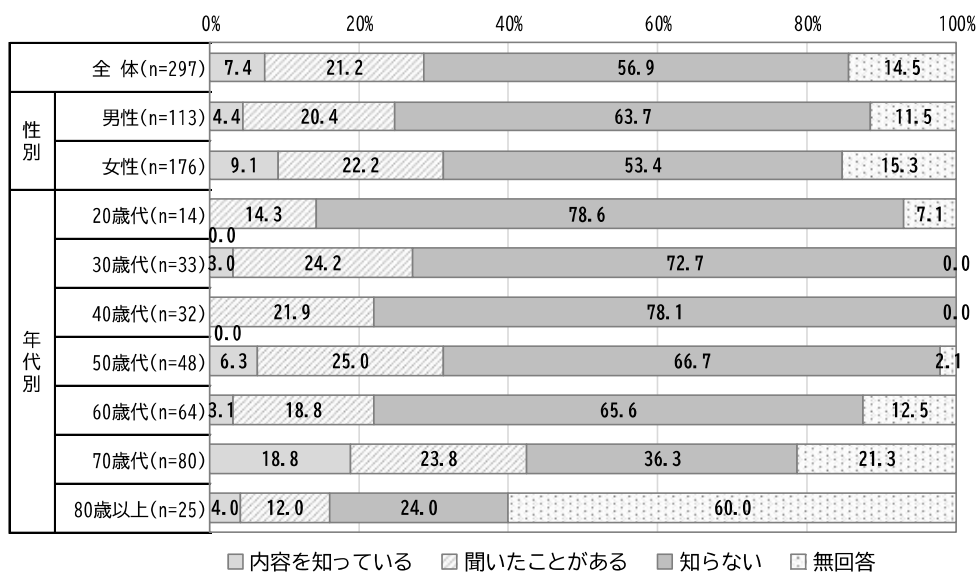
⑭ 元気いきいき教室の実施

「知らない」が37.7%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が31.3%となっています。



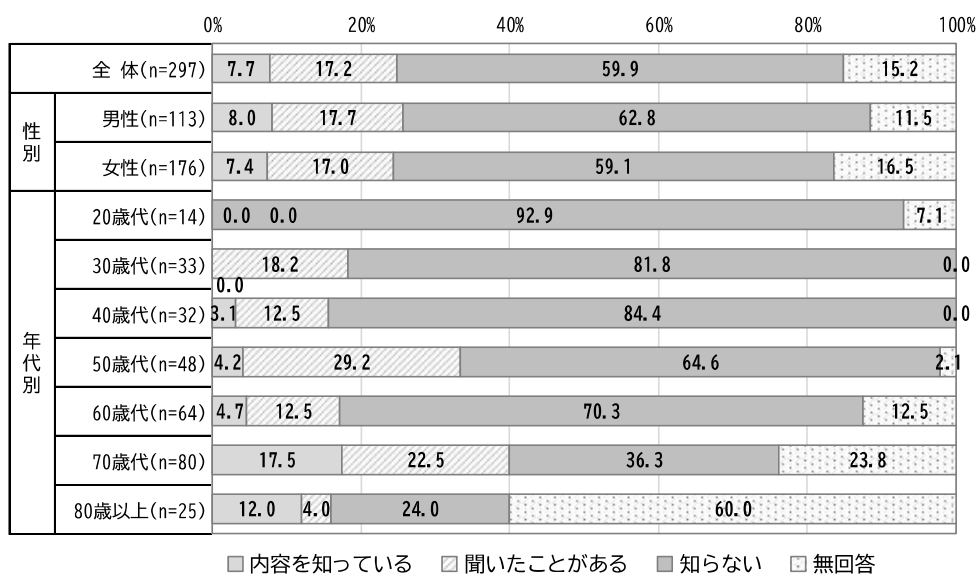
⑮ 成年後見制度の利用促進（後見受任・養成）

「知らない」が56.9%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が21.2%となっています。



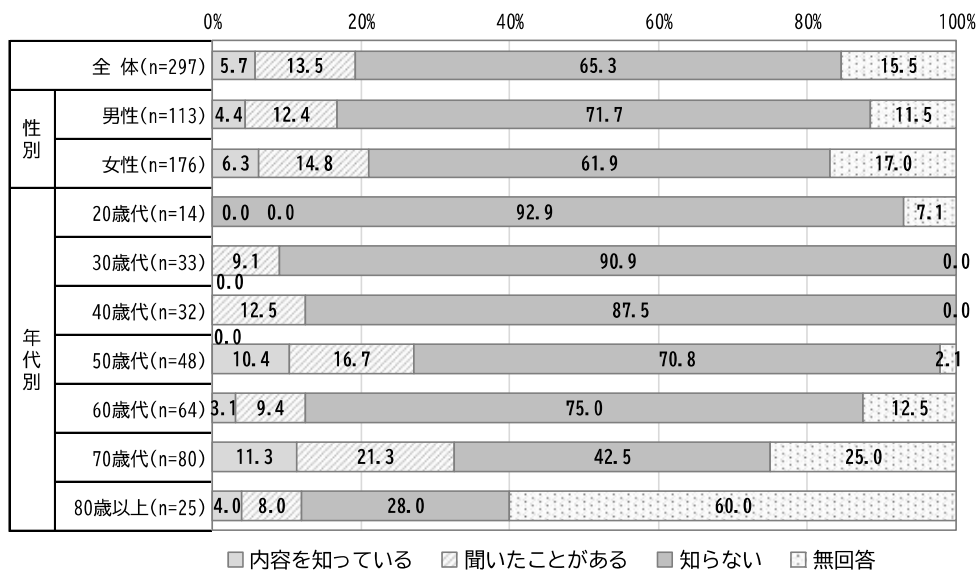
⑯ 生活困窮者への資金貸付・フォローアップ

「知らない」が59.9%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が17.2%となっています。



⑰ 社協アグリ（農園）の実施

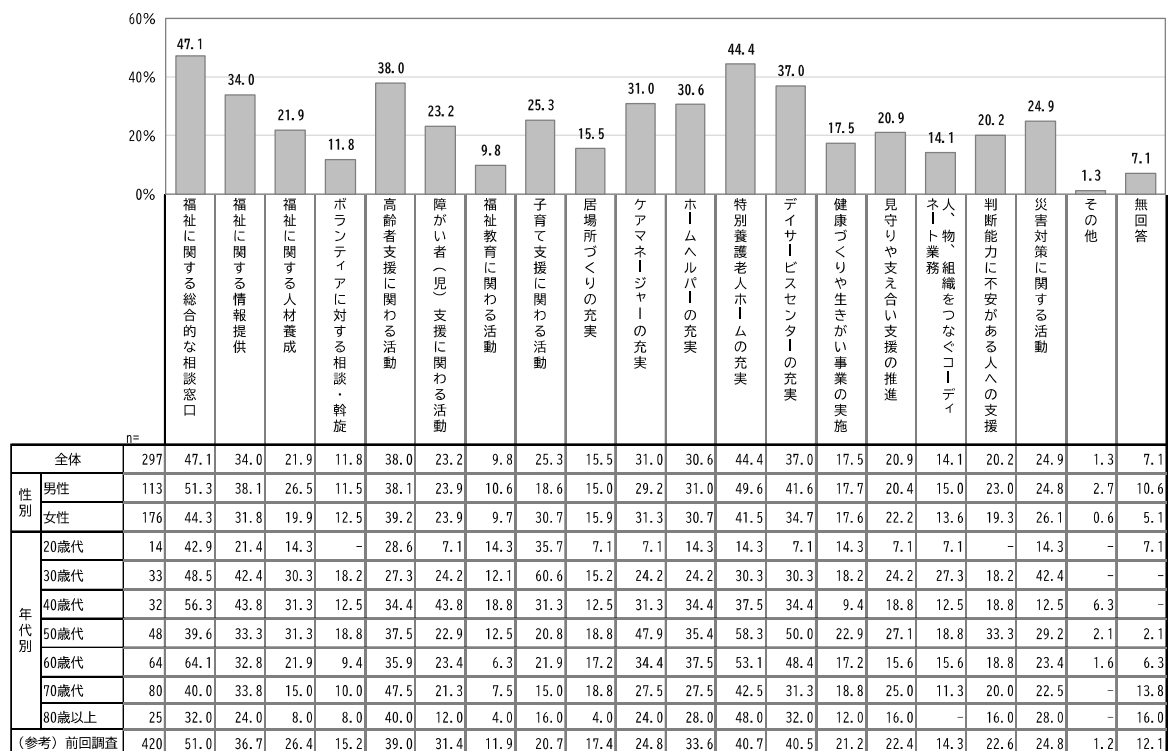
「知らない」が65.3%で最も高く、次いで「聞いたことがある」が13.5%となっています。



問27 あなたは厚岸町社会福祉協議会に対してどんなことを期待しますか。

(あてはまるものすべてに○)

「福祉に関する総合的な相談窓口」が47.1%で最も高く、次いで「特別養護老人ホームの充実」が44.4%となっています。

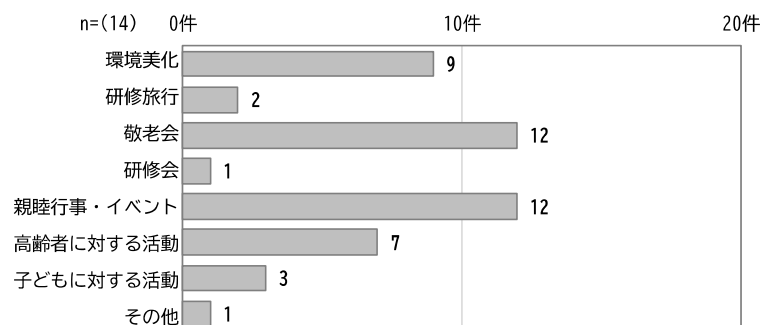


2 アンケート調査結果＜自治会向け＞

＜1＞ 自治会の活動について

問1 自治会では、どのような活動をおこなっていますか。カッコ内には具体的な活動の内容を記載してください。（あてはまるものすべてに○）

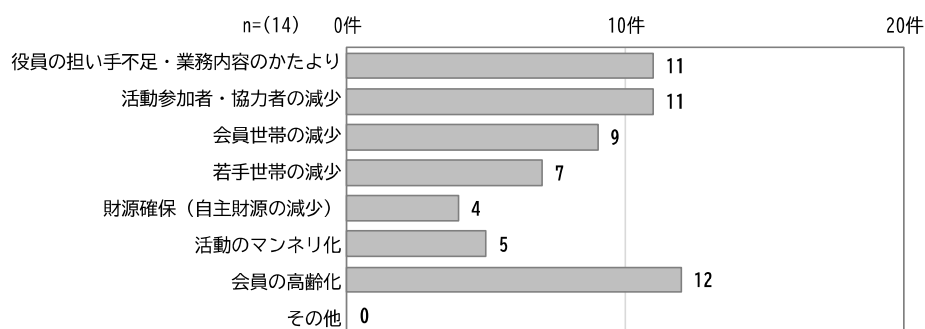
「敬老会」「親睦行事・イベント」がそれぞれ12件で最も多く、次いで「環境美化」が9件、「高齢者に対する活動」が7件となっています。



問2 活動においての課題（困っていること）はありますか。

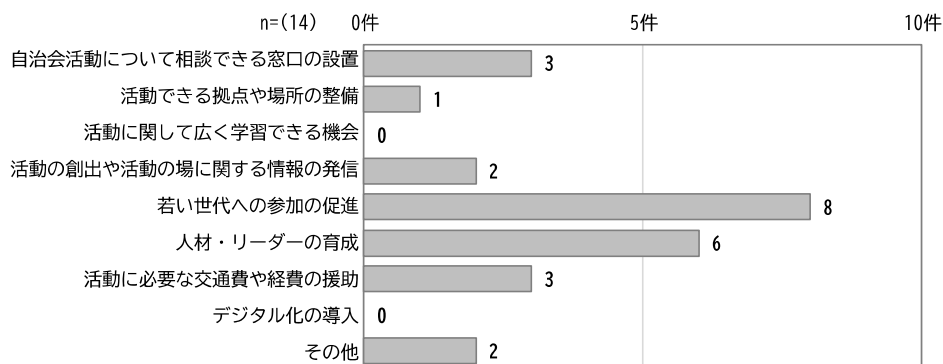
（あてはまるものすべてに○）

「会員の高齢化」が12件で最も多く、次いで「役員の担い手不足・業務内容のかたより」「活動参加者・協力者の減少」がそれぞれ11件となっています。



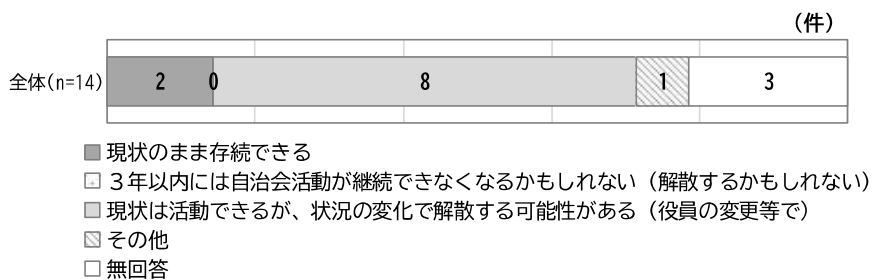
**問3 活動における課題に対して、行政や社協に望むことや意見を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)**

「若い世代への参加の促進」が8件で最も多く、次いで「人材・リーダーの育成」が6件、「自治会活動について相談できる窓口の設置」「活動に必要な交通費や経費の援助」がそれぞれ3件となっています。



問4 自治会について、このまま活動が継続できると考えていますか。それとも現状のままでいくと、何年もしないうちに解散しなければならないと考えていますか。お考えに近いものを教えてください。(○は1つだけ)

「現状は活動できるが、状況の変化で解散する可能性がある(役員の変更等で)」が8件、「現状のまま継続できる」が2件となっています。



「日常生活の中で、近所の住民同士が助け合うための活動・支援」「ひとり暮らしをする人などの見守り支援」がそれぞれ5件で最も多く、次いで「災害時や緊急時、近所の住民同士が助け合うための活動・支援」が4件、「子どもたちを対象とした活動・支援」「住民同士の交流を図るための活動・支援」がそれぞれ2件となっています。



3 第6期厚岸町総合計画策定ワークショップ及び町民意見交換の意見集約

本計画を策定するに当たり、地域福祉に関する住民意見を効果的に確認する方法として、住民ワークショップを開催し、ワークショップに参加した住民から地域福祉の課題や町が取り組む内容の意見をもらうものです。第5期厚岸町地域福祉計画では、令和5年度に『第6期厚岸町総合計画後期行動計画策定時に、厚岸町民39名が参加した「あっけし未来会議～ワークショップ」』及び令和6年度に福祉・防災・まちづくりをテーマに、厚岸町民36名が参加した町民意見交換会の内容や意見を取り入れることにしました。

●第6期厚岸町総合計画後期行動計画ワークショップ

地域福祉に関連する主な意見	
【課題】 - 行政サービスの周知不足 - 重層的・包括課題専門員の不足 - 介護士、医師、看護師の不足 - 外出時の移動手段がない（高齢者） - 活動できる場所が少ない（障がい者） - 自治会の高齢化、担い手不足 - 子育て環境の充実（こどもの遊び場、子育て支援、健診、イベントなど） - 介護人材不足 - 特養心楽園の建て替え - 社会福祉協議会の事業活動が頼りになっている - 老人ホームにすぐに入所することができない	【やるべきこと】 - 行政と地域、民間、全体で問題を解決していくための情報共有 - 人材確保のための待遇改善 - 定期的に集うことができる場所づくり（高齢者） - 外出時の移動手段の確保（高齢者） - 町民同士がコミュニケーションをとりやすい環境づくり - 町民が要望をきちんと声に出して伝えたり、官民で意思疎通を図ること - 地域の住民が相互に見守っていくこと - 近隣住民等の声かけ - 若い人材の確保 - 町民が自治会へ積極的に参加する - 自治会の加入方法の周知 - 自治会単位でワークショップを実施し意見を吸い上げる
【まとめ】 町内の医療体制が不十分なため専門的な医療や高度医療が近隣市町に行かないと受診できない、福祉を支える人材の不足、社会保障に関する制度の周知不足についての課題が挙げられました。医療体制の整備についてはオンライン診療の導入、福祉人材の確保については待遇改善や介護ロボットの導入、SNSを活用した制度の周知などの解決策が提案されました。地域や自分ですることについては、町民同士が積極的にコミュニケーションを取れる環境づくり、行政や地域、民間等組織を越えた情報共有などが挙げられました。 町全体で高齢化が進行する中、福祉の担い手は減少しており、より一層の地域包括ケアシステムの推進が求められています。システムの推進のためには医療や介護サービスを十分に受けられる体制が必要となるため、遠隔でも診療を受けられるオンライン診療の導入や公共交通機関の維持による移動手段の確保が必要となります。 また、本人やその家族が適切な医療や介護サービスが受けられるような制度の周知徹底が求められます。近年では、スマートフォン普及率も上昇しているため、「広報あっけし」や町ホームページでの周知のほか、SNSを活用するなど、情報の内容や重要度、更新頻度等による媒体の使い分けの検討する必要があります。	

●町民意見交換会により抽出した町民意見

地域福祉に関連する主な意見	
【課題】 ・要配慮者利用施設からの避難が困難となるため、あらかじめ災害リスクの低い地域に施設整備を行う必要がある。 ・要配慮者利用施設等の事業を継続するための計画の充実を図り、訓練等により災害対応の実効性向上を図る必要がある。 ・訪問介護時に災害が発生した際の対応が不安である。 ・軽度の介護者や要支援者の入所系サービスの整備が必要である。 ・高齢者用のサービス付き高齢者向け住宅を整備する必要がある。 ・逃げられない高齢者、独居老人に対する避難対策を検討する必要がある。	【福祉の課題を解決するための機能・仕組み】 ・平常時の要配慮者に対する支援が災害時にも活用できる介護等を円滑に行うためのロボット機能 ・平常時でも利用しやすく、災害時にも安心して避難できるバリアフリー※機能 ・災害時に円滑に避難できるように平常時に体を鍛えるスポーツ・健康機能 ・認知症の予防や豊かな心を育むためのこどもからおとなまで幅広い世代の交流スペース機能 ・離れた家族への対応、災害時の心のケアに対応できる仕組み
【キーワードほか】 ・担い手の確保を町内だけでなく周辺市町村と連携 ・担い手の確保が困難であるため、ロボットの導入 ・性的マイノリティ※への配慮 ・高齢者の定住化、共同生活の場の提供 ・若い人と高齢者が共生できる住居施設 ・福祉施設職員の働き手不足解消 ・少子高齢化が進んでいることを前提としたコンパクトなまちづくり ・高齢者と子どもが一緒に過ごせる地域一体型のまちづくり	

※バリアフリー：高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安心して生活し社会参加できるよう、建物や道路などの物理的障壁に加え、制度・情報・意識上の障壁を取り除く考え方

※性的マイノリティ：性的指向や性自認が多数派と異なる人々（LGBT+）の総称

4 第5期地域福祉計画に向けた課題

アンケート調査結果とワークショップ等の意見から出てきた方向性をまとめると、以下のようなものが課題として考えられます。

- ① 地域コミュニティの変化と希薄化に対する地域福祉をどうするか
 - アンケート結果から、ご近所づきあいの関係性、相談相手や助け合いに係る指数が前回計画から低い値になっている。
 - 自治会の加入率の低下、老人クラブ等の団体活動の停滞、若年層の人口流出などにより、地域の繋がりの希薄化が進んでいる。
 - 既存の地縁組織（自治会活動、地域コミュニティ、団体活動）の担い手不足等の活動における課題
- ② 少子高齢者、人口減少が加速するなか、地域の担い手の確保と限られた医療・福祉専門職の活用をどうするか
 - 医療・介護の人材不足により、利用ニーズに対して医療機関やサービス事業所の受け入れができない恐れ
 - アンケートにおいてボランティアや地域福祉活動への参加意向の減少
 - 高齢者や障がい者の交通手段が課題
 - 個人の人権を守るための各種制度の周知と効果的な運用方法の検討
 - 町民に対して各種情報提供方法の工夫と検討が必要
- ③ 町民の福祉に対する意識をいかに高めていくか
 - アンケートにおいて、困ったときに相談できる相談機関を知らないこと、普段からの相談相手がいない人が一定数いること
 - 地域の支え合い、声掛け、見守りに対する取組み
 - 地域住民が集まる場所、関わりの発展（子ども、高齢者、障がい者）
 - 緊急時、災害時における支援体制の充実
- ④ 孤独孤立、ひきこもり、複合的な課題を要する世帯など、新たなニーズに対する地域福祉をどうするか
 - 安心できる相談窓口の充実
 - 地域福祉を推進する関係機関とのネットワークの強化
 - 地域における権利擁護、防犯、再犯防止の推進

第3章 計画の理念と基本目標

第1節 計画の理念

基本理念

みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち

本計画の上位計画に当たる「第6期厚岸町総合計画」の基本構想では、『みんなの“あつけし” 新時代の創造に向かって』をめざすまちの姿として設定し、その実現に向けた健康・保健・医療、福祉分野における将来像として『みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち』を掲げています。

本計画においては、共通する概念として「みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち」を基本理念として設定し、地域住民やボランティア、事業者、自治会、民生委員児童委員協議会・老人クラブなどの団体や福祉関係者などと連携・協力し、町民と行政の協働による「ともに支え合う福祉のまちづくり」を目指します。

第2節 基本目標

本計画の基本理念の実現への道筋として、3つの基本目標を掲げ推進していきます。

基本目標1 人にやさしい福祉のまちづくり

年齢や障がいの有無、生活環境の違いにかかわらず、誰にとっても住みやすい安心・安全な地域にしていくためには、地域における住民、行政、関係団体、事業者など多様な主体による支え合いが必要となります。

平常時はもとより、緊急時・災害時においても、誰一人取り残されることのないよう、物理的・情報面のバリアフリーに加え、互いの立場や特性を理解して「人にやさしい福祉のまちづくり」を目指します。

基本目標2 いつまでも住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり

支援を必要とする人が地域で生活を送るために様々な福祉サービスが提供されていますが、住民のニーズが適切なサービスに結びつくことが大切です。そのため、地域住民、関係機関、行政が連携し、相談支援から見守り、支援につなげるまで包括的な支援体制を推進し、安心してサービスを利用できる体制づくりを進めていきます。

また、必要な人が適切な支援を選択・利用できるよう、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。あわせて、虐待防止や成年後見制度の活用等を通じた権利擁護の取組を強化し、誰もが尊厳を持って生活できる環境の整備を進め「いつまでも住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり」を目指します。

基本目標3 とともに支え合うまちづくり

住民が主体となって地域福祉活動を進めていくことは、身近な生活課題を住民自ら解決するだけでなく、支援される側も支援する側もお互いの理解を深め、ともに支え合いながら生活する「地域共生社会」を構築していくことが重要となっています。

そのため、人と人、人と社会がつながり、生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていける地域づくりを進めていきます。

また、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などと連携を図り、福祉を担う人材の確保・育成をしながら、「ともに支え合うまちづくり」を目指します。

第3節 地域福祉重点プロジェクト

本計画における重点プロジェクトとは、3つの基本目標達成のために各目標に1つずつ設定し、3～5年を目途に重点的・優先的に取り組む全町的なプロジェクトとして位置付けるものです。

このプロジェクトの推進により、各部門別計画への意欲の誘因・動機づけ効果も狙いとしたものです。

■『誰もが相談しやすい仕組みづくり』

人口減少、高齢化の進展もあり、これまでの家族のつながりや地縁の希薄化などにより、かつての地域のあり方が変化し、それに伴い地域住民が生活するなかで、暮らしにくさや困りごとなどが増えてきています。また、多様で複合的な生活課題を抱える世帯が増えてきています。

これらの問題を個人や家族だけで対応することは難しくなっているため、町内の相談支援機関が連携し、包括的な支援体制を充実させることで、誰もが相談しやすい仕組みづくりの構築を目指します。

■『関係機関の連携強化による地域福祉ネットワーク構築』

複合的な課題や制度の狭間にある支援ニーズにも柔軟に対応するには、分野を越えた連携が必要であり、早期発見・早期支援につなげる体制づくりが必要となっています。そのため、行政、社会福祉協議会、医療・介護・福祉関係機関、教育機関、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体等の多様な関係機関が相互に連携し、協働による支援体制の強化を図りネットワークの構築を進めます。

■『コミュニケーションの場づくりの充実』

地域における交流の機会を充実させ、日常的な声かけや見守りが行われるコミュニケーションの場があると、孤立の予防と困りごとの早期発見・早期対応につながるとともに、住民同士が互いに支え合い・助け合う地域になります。また、地域福祉を支えるボランティア活動や団体活動の参加や育成を進め、活動を通じた人と人のつながりを深めて、相互に支え合えるような地域社会の実現を目指します。

第4節 施策体系

基本理念

みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち

基本目標	施策の方向	基本施策
Ⅰ 人にやさしい福祉のまちづくり	1 安心・安全のまちづくり	(1) 緊急時・災害時の支援体制 (2) 防犯対策・再犯防止の推進 (3) バリアフリーの推進
	2 地域生活を支えるしくみづくり	(1) 見守り・支援の体制づくり (2) 社会参加の促進 (3) ことろとからだの健康増進
Ⅱ いつまでも住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり	1 包括的な支援体制の推進	(1) 相談体制の整備と充実 (2) 保健・福祉サービスの確保と充実 (3) 多機関協働によるネットワークの構築
	2 権利が護られるまちづくり	(1) 成年後見制度等の利用促進 (2) 虐待対応・ケアラー支援の推進
	3 福祉サービスの情報提供	(1) サービス利用のための情報提供 (2) 地域活動などの情報提供の充実
Ⅲ ともに支え合うまちづくり	1 住民の福祉活動への参加と促進	(1) 地域ボランティア活動の促進 (2) 地域福祉活動の人材発掘・育成 (3) 心のバリアフリーの推進
	2 福祉コミュニティづくりの推進	(1) 社会福祉協議会への支援 (2) 民生委員・児童委員活動への支援 (3) コミュニケーションの場づくり (4) 自治会活動への支援

第4章 目標達成のための取組の展開

基本目標Ⅰ 人にやさしい福祉のまちづくり

1 安心・安全のまちづくり

(1) 緊急時・災害時の支援体制

緊急時・災害時では、日頃の住民同士のつながりや支え合いが重要です。

アンケート結果で「ご近所とのお付き合いをどの程度していますか」の問いに対し、「何か困った時に助け合える程度」と回答した人は、第4期のアンケート結果と比べて、1.8ポイント増加しています。緊急時・災害時において住民同士がお互いに助けあいができる関係づくりの推進を図ります。

また、単身高齢者世帯や避難行動要支援者の把握に努め、町内の関係機関と連携体制を構築し、緊急時・災害時における支援体制づくりや取組の充実を図ります。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・個人・家庭で備蓄や避難方法の確認などを行います。 ・近所にいる避難行動要支援者を把握します。 ・ハザードマップ※を確認します。 ・隣近所での声かけを行います。 ・防災訓練に積極的に参加します。
【共助】	・隣近所での声かけを行います。 ・防災資機材を整備します。 ・自主防災組織として定期的に防災訓練を行います。 ・緊急通報システム事業の協力員になります。 ・自主防災組織の組織化を行います。
【公助】	・緊急通報システム事業の利用普及を図ります。 ・自主防災組織の設立及び活動の活性化を支援します。 ・緊急時・災害時における自助・共助の取組を推進します。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度	令和12年度
緊急通報システム事業利用世帯数	94世帯	100世帯

※ハザードマップ: 災害時の危険箇所や避難場所を示した地図で、命を守るための避難行動に役立つ資料

（２）防犯対策・再犯防止の推進

犯罪や非行を未然に防ぐとともに、再犯防止に向けて地域で支え合い、安全・安心な地域づくりを目指す必要があります。

地域における安全・安心な生活を守るため、警察、保護司会、更生保護関係機関、福祉・医療・就労支援機関等と連携し、地域における見守り相談体制の充実を図ります。

また、地域住民への防犯意識の啓発や子ども・高齢者・障がい者など犯罪被害にあいやすい人への支援を進めていきます。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・防犯に対する意識の向上に努めます。 ・防犯パトロールに参加します。 ・自主的に防犯活動を行います。 ・犯罪被害者等に対する理解を深めます。 ・再犯防止のため、困りごとを抱え込まず、早期に相談につながる行動に努めます。
【共助】	・防犯パトロールを充実します。 ・地域で防犯教室の開催を目指します。 ・地域安全街頭啓発に協力します。 ・厚岸町消費者被害防止情報連絡会議と連携します。 ・再犯防止に向けて保護司による継続的な支援をします。
【公助】	・関係機関、団体との連携を図り、地域安全街頭啓発を実施します。 ・地域の防犯教室の開催に協力します。 ・各種相談支援体制の整備や防犯知識の普及に努めます。 ・新たな犯罪の手口の周知及び注意喚起に努めます。 ・犯罪被害者等支援施策の周知に努め、個々の事情に配慮した適切な支援活動を行います。 ・再犯防止に関する相談体制・支援窓口を周知します。 ・再犯防止に向けて刑事司法関係機関と福祉・医療・就労支援機関と連携を図ります。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度	令和12年度
防犯パトロールの回数	3回	3回

（３）バリアフリーの推進

平成18年6月に制定された「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や平成30年12月施行の「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」などを踏まえ、すべての町民が、快適かつ安心して外出・移動できるよう、公共施設の整備、ユニバーサルデザインによる施設整備を図っています。

また、既存施設については、計画的な点検・改修を行い、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・困っている人を見かけたら手助けをします。 ・歩道障害物とならないよう適切な歩道確保を行います。 ・高齢者や障がい者について理解します。
【共助】	・バリアフリー社会の実現のため、町が実施する支援制度を積極的に活用します。 ・活動を通じて個々の障がい者同士の理解を深めます。 ・地域のいろいろな機会での学習する場を設けます。
【公助】	・公共建築物については、ユニバーサルデザインを取り入れ施設整備を図ります。 ・町民が利用する施設やレクリエーションの場について、地域の人たちとともにつくる「協働による施設づくり」を行います。 ・町内の公園などは、すべての町民が快適かつ、安全に利用できるように改善整備し、バリアフリートイレ（高齢者・障がい者等用トイレ）の設置や入口の段差解消などに努めます。 ・定期的に道路パトロールを実施し、歩行空間等のバリアフリー化を推進します。 ・通学路安全推進会議を設置し、町内の通学路を点検、歩道改修をします。

◆ 目 標 値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
通学路点検	年1回	➡	年1回

2 地域生活を支えるしくみづくり

(1) 見守り・支援の体制づくり

現代社会では、少子高齢化や核家族化の進行、貧困やひきこもり、家庭内暴力、虐待、自殺など様々な問題が生じ、さらに複雑化・多様化しています。

地域生活の様々な問題に対応するため、地域の実情を把握した自治会や民生委員・児童委員、それぞれの専門分野に詳しい事業者、そして行政が互いに連携することにより、複雑化・多様化した生活問題の解決を図る体制づくりが必要になります。

また、地域住民が「我が事」として、支える側と支えられる側の区別なく地域福祉に参画できるようしくみづくりを進めることが求められています。

地域の見守り活動を広げ、公的な福祉サービスでは対応できない地域課題などに対応し、日頃からの助け合いや支え合いが地域で展開できる環境づくりを進めます。

さらに、町では、多くの企業や団体などと協定を締結し、地域課題の対応に向けた連携や、様々な人的あるいは物的支援を受けています。引き続き、より多くの企業や団体などと協定を締結し、地域の見守りや地域が求める支援などに結びつけるように努めていきます。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・日頃から隣近所との付き合いを大切にします。 ・認知症や障がい者の理解を深めます。 ・認知症サポーターになります。 ・見守り活動などに積極的に参加します。 ・ゲートキーパー養成講座など自殺予防に関する研修に関心を持ち参加します。
【共助】	・地域で見守り、地域で支え合う体制に協力します。 ・認知症サポーター養成講座やゲートキーパー養成講座など自殺予防に関する研修の開催に協力します。
【公助】	・関係機関と連携し、安否確認に関する事業の推進を図っていきます。 ・SOSネットワークなど、見守りに資するネットワークの普及・啓発を継続するとともに、関係機関が連携できる体制を整備します。 ・民間団体や企業による見守り活動の強化に努めます。 ・認知症サポーター養成や地域における自殺予防の基盤整備として地域で見守る人材の育成（ゲートキーパー養成講座等）を開催します。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
自治会たすけあいチーム設置状況	7件	➡	12件
地域の見守り協定などの締結企業・団体	5団体	➡	8団体
認知症サポーター数	1,350人	➡	1,500人

（２）社会参加の促進（移動手段の確保）

高齢者、障がい者、子育て世帯などは、外出や移動に不安を抱えており、移動手段の確保ができなければ、社会参加の妨げとなる恐れがあります。

社会参加ができなくなると、孤立や閉じこもりを招き、心身の健康や地域とのつながりの低下につながることから、誰もが安心して外出し、地域活動に参加できる環境づくりが求められています。

外出支援サービス、デマンドバス、各種助成制度などのサービスの充実を図るとともに、共助での移動手段確保の検討もしていき、移動の不安や制約によって社会参加をあきらめることなく、誰もが地域とつながり、役割と生きがいを持って暮らせる地域社会の実現を目指します。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・ 外出や移動に不安を抱えている人の移動に協力します。 ・ 地域の公共交通機関を積極的に活用します。 ・ 気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を構築します。
【共助】	・ 地域の高齢者・障がい者の移送ニーズを把握します。 ・ 厚岸町地域公共交通活性化協議会などに参加し、利用状況の調査や見直しに協力します。 ・ 買い物の手伝いや近所への外出に協力します。
【公助】	・ 「外出支援サービス」や「車いす等通院等交通費助成事業」など、移動手段に資する事業及び助成事業をします。 ・ 地域公共交通の維持確保に向け、必要な支援を行うとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。 ・ 高齢者や障がい者の積極的な社会参加のため、タクシーやＪＲも対象とした「福祉交通回数券助成事業」を推進していきます。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度	令和12年度
外出支援サービス事業稼働日数	625回	(前年延) 720回



（３）こころとからだの健康増進

生涯にわたって、いきいきと暮らしていくための一番の基盤になるのは健康であり、地域福祉の推進においても基盤となります。疾病の早期発見、若年期からの健康づくりは重要です。

年々、健康に対する意識は高くなっていますが、生活習慣の変化やストレス等により生活習慣病の有病者・予備群の増加や疾病の重度化している状況がみられます。

そのため、若年期からの健康づくりに重点を置いた保健事業を充実し、特に生活習慣病の予防や疾病の重度化予防につながる健康づくり対策の強化を目指します。

また、年々増加しているこころの病気への対応として、学校や地域・職場を通じて住民に適切な対処法や相談窓口のさらなる周知など、正しい知識の普及を図ります。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・行政や地域が開催する健康学習の場に積極的に参加します。 ・身体の疲労回復とこころの健康のため、休養をしっかりとります。 ・特定健康診査、特定保健指導を受け、生活習慣病と疾病の重症化を予防します。 ・かかりつけ医を持つことを心がけます。 ・家庭や地域で役割を持ち、積極的に健康増進や介護予防に取り組みます。 ・自分や家族の健康のために食事や運動などの生活習慣を改善します。 ・こころの健康づくりに関することに関心を持ちます。
【共助】	・地域などが実施する各種健康教室や講習会などの開催に協力します。 ・地域の食育活動や料理講習会を開催します。 ・食生活教室を開催します。
【公助】	・こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発に努めます。 ・特定健康診査、特定保健指導を受診しやすい体制を整えます。 ・食生活改善推進員の活動状況に合わせた活動内容を支援します。 ・住民の身近な場所で行う健康相談の充実を図ります。 ・生活習慣病予防についての正しい知識の普及・啓発に努めます。 ・健康意識の高揚に向け、内容充実や実施対象拡大等により、各種行事・健康教育のさらなる推進に努めます。

◆ 目 標 値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
健康教育開催数	47回	➡	55回
集団健康教育参加人数	531人	➡	660人
健康フェアの開催	1回	➡	1回

基本目標Ⅱ いつまでも住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり

1 包括的な支援体制の推進

(1) 相談体制の整備と充実

福祉制度は、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者などの対象ごとに整備され、その充実が図られてきました。一方で、町民が抱える地域生活問題は多様化し、複合的な問題を抱えた人や制度の狭間にある人がいるなど、対応が難しいケースも出てきています。

地域住民の抱える問題や困りごとが、より複雑・複合化していることが考えられ、アンケート結果からも、「相談窓口の充実」の意見や「どこにも相談できない」と回答した人が増加していることを踏まえ、福祉・医療・保健分野の相談窓口が連携し、支援を必要とする人に身近で分かりやすい相談支援体制を充実することが求められています。

個々の事情に応じた様々な相談窓口が互いに連携しながら、支援を必要とする人が、漏れなく必要な支援を受けることができるよう、包括的な相談体制を構築し、充実を図っていくことを目指します。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・悩みを抱え込まず誰かに相談することを心がけます。 ・よき隣人として、相談に応じます。 ・相談窓口の情報等に関心を持ちます。
【共助】	・地域の困りごとを早期に発見し、必要な支援につなぎます。 ・地域活動の場を活用し、気軽に相談できる雰囲気づくりや、専門機関への橋渡し役となります。
【公助】	・分野横断的な相談体制の整備を進め、複合的な課題を抱える人がどこに相談しても適切な支援につながる「包括的な相談支援体制」を構築します。 ・関係機関との連携の強化や相談窓口の周知、相談員の資質向上を図るとともに、アウトリーチ型支援※を含め、支援が必要な人を孤立させない体制の充実に取り組みます。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
困ったことがあるときに相談する先（相談できる人がいない、相談しないの割合）（アンケート）	3.7%	→	2.5%
困ったことがあるときに相談する先（役場の相談窓口と社会福祉協議会の合計の割合）（アンケート）	6.1%	→	10.0%

※アウトリーチ型支援：支援を必要としながら自ら相談につなぐにくい人に対し、行政や専門職が生活の場へ出向いて訪問・声かけ等を行い、課題の早期発見と必要な支援・サービスにつなげる取組

（２）保健・福祉サービスの確保と充実

保健・福祉サービスを必要とする人が、安心してサービスを選択し、利用できるよう、サービスの確保と充実を図るとともに、サービス利用に関する苦情解決への支援を進める必要があります。

これまで、町民のこころとからだの健康増進や介護予防の推進を図るとともに子どもが健やかに育つよう、子育て施策に関する各種事業の充実を進めてきました。

また、指定管理者制度の導入をはじめ、サービス提供事業者による質の高いサービス提供や事業者と連携して多様な福祉サービスの整備を進めてきました。

町民の心身の健康を保持するとともに、高齢者、障がい者、子ども等への保健・福祉サービスを確保・充実することで、生涯にわたって安心して暮らし続けられる地域社会の構築を目指します。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・ 日常的なサービスと相談窓口についての知識を身につけます。 ・ 家庭や地域で役割を持ち、積極的に健康増進や介護予防に取り組みます。 ・ ひとり暮らしの人への声かけや子どもの登下校時の見守りをします。 ・ 子育て世代を地域住民で見守ります。
【共助】	・ サービス利用者に適切なサービスを提供します。 ・ 介護サービス利用者に適正な介護サービスを提供します。 ・ 福祉ネットワークをつくり、保健・福祉サービスの周知に協力します。 ・ 地域の人々を地域で支える福祉活動の輪づくりに努めます。
【公助】	・ 子ども子育て支援事業、保健・福祉サービスの情報を発信します。 ・ 福祉施設の維持管理を継続します。 ・ 経済的支援の継続・拡充を図ります。 ・ 苦情解決が図られるよう、苦情相談窓口の周知や事業者に対して働きかけます。 ・ 福祉サービスの向上に努めるほか、指定管理者制度を活用した適正な施設運営に努めます。 ・ 介護従事者の確保と育成に努めます。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度	令和12年度
介護サービス相談員派遣事業所数	5事業所	6事業所



（３）多機関協働によるネットワークの構築

少子高齢化や単身世帯の増加、生活困窮、ひきこもりなど住民が抱える複雑化・多様化している課題に対し、分野別・制度別の支援のみでは十分な対応が難しくなっています。このことから、多機関が連携し、協働しながら切れ目のない支援を行う体制づくりが求められています。

多機関が協働し、地域全体で支え合うネットワークを構築することで、住民一人ひとりの課題に寄り添った支援が行われ、誰もが孤立することなく安心して社会生活ができる地域の実現を目指します。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	- 健康や福祉に対する意識を高めるとともに地域の人とのつながりをつくりま - す。 - 隣近所の人との関わりをつくりま - す。
【共助】	- 行政、社会福祉協議会、事業者の活動に協力します。 - 専門相談機関同士の連携を図ります。 - 多機関協働によるネットワークに参画します。 - 生活に不安のある高齢者等を把握して、情報を関係機関と共有します。
【公助】	- 分野横断的な関係機関が参画するネットワークを構築し、情報の共有と連 - 携の強化を図ります。 - 地域自立支援協議会などの会議で関係機関からの意見を収集します。 - 多職種協働と関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメン - トを行います。 - 地域ケア会議の開催により、地域包括ケアシステムの深化・推進を図りま - す。

◆ 目 標 値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
自立支援協議会の開催	1回	⇒	3回
地域ケア会議の開催	22回	⇒	(前年度) 22回

2 権利が護られるまちづくり

(1) 成年後見制度等の利用促進

今後、増加が想定される認知症高齢者への対応や障がい者の地域生活への移行が進む中、判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、基本的な権利が守られ、適切なサポートを受けながら、自分らしい生活を地域で送れるようにする必要があります。

本人の権利擁護と意志決定支援を基本に、自助・共助・公助が連携した支援体制を構築し、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業が必要な人に適切につながる仕組みづくりを進めます。

本計画における成年後見制度の利用促進施策については、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画として位置付け、成年後見制度に対する理解促進のため、住民や関係機関を対象にした啓発活動や相談体制の充実を図るとともに、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療・福祉関係機関、司法関係機関等と連携し、早期発見・早期支援につなげます。

また、市民後見人の育成や支援を通じて、地域全体で支え合う権利擁護の仕組みを推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・障がいや認知症について理解を深めます。 ・権利擁護に関する学習の機会に参加します。 ・相談窓口の情報等に関心を持ちます。
【共助】	・成年後見制度を必要とする人がいれば、関係機関と連携を図ります。 ・相談を受けられる人材の育成に取り組みます。 ・社会福祉協議会と連携を図ります。 ・市民後見人や日常生活自立支援事業の担い手である支援員となり、権利擁護活動を支援します。
【公助】	・社会福祉協議会が実施する権利擁護事業に対し、支援を行います。 ・成年後見制度の周知、情報の提供、活用に必要な支援を行います。 ・医療・福祉関係機関や司法関係機関等と連携し、権利擁護事業の活用を進めていきます。 ・成年後見制度の申立をできる人がいない場合に町長による申立を行います。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
市民後見人養成講座の実施	1回	➡	(5年期間中) 1回
日常生活自立支援員数	5人	➡	7人
成年後見制度利用支援事業対象者	10人	➡	(5年期間中) 12人
町長申立件数	6件	➡	(5年期間中) 7件

（２）虐待対応・ケアラー支援の推進

高齢者、障がい者、児童等に対する虐待は、本人の尊厳を著しく損なう重大な権利侵害であるとともに、家族や介護者の孤立や過度な負担が背景にある場合が多いと言われています。そのため、虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、ケアラーへの支援を一体的に推進することが重要です。

町では、関係機関との連携を強化し、地域全体で見守る体制を構築するとともに、地域住民が相談しやすい環境づくりを進め、町の高齢者、障がい者、児童の虐待対応部署を中心に、医療・福祉・教育・警察・司法等の多機関が連携し、虐待事案に対して迅速かつ適切な対応を行います。

また、ケアラーが抱える身体的・精神的・社会的負担の軽減を図るため、相談支援や情報提供、レスパイト支援*等の充実を図り、孤立を防ぐ取組を進めます。あわせて、住民や地域団体への啓発活動を通じて、虐待に対する理解を深め、支援が必要な人に気づき、つなぐ地域づくりを目指します。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・介護や子育てに悩みを抱え込まないで、身近な人に相談することを心がけます。 ・虐待を発見した場合は、関係機関に相談します。 ・ケアラーに対する理解を深めます。
【共助】	・制度を必要とする人がいれば、関係機関と連携を図ります。 ・虐待の早期発見に取り組んで、発見した場合は町に連絡します。 ・厚岸町要保護児童対策協議会と連携し、協力します。
【公助】	・厚岸町要保護児童対策協議会の開催をするなど、虐待に関して関係機関と連携して迅速かつ適切な対応を行います。 ・虐待に関する知識の普及を図り、相談窓口や連絡先の周知に努めます。 ・関係機関と連携し、虐待を未然に防げるように早期発見・早期対応に取り組めます。 ・ケアラーに対して相談支援や情報提供、レスパイト支援等の充実を図り、孤立を防ぐ取組を進めます。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
ケアラー認知度（内容まで知っているまたは名前だけ知っている割合） （アンケート）	78.8%	➡	85.0%
要保護児童対策協議会等の開催	2回	➡	2回

※レスパイト支援：介護者等が一時的に休息を取れるよう、短期入所や訪問支援などにより負担軽減を図る支援

3 福祉サービスの情報提供

(1) サービス利用のための情報提供

福祉サービスは、支援を必要とする人が適切な時期に必要な支援につながる事が重要である一方、制度やサービスが多岐にわたるため、内容がわかりにくい状況も見られます。そのため、誰もが必要な情報を入手しやすい環境を整備し、円滑なサービス利用を促進する取組を進めます。

福祉サービスや制度に関する情報は広報「あっけし」やホームページ、パンフレット・チラシなど、様々な方法で提供していますが、アンケート調査では、情報をどこからも入手していない人が3.7%となっています。今後も必要な情報が必要な時にわかりやすく入手できるよう、受け手に配慮した情報提供の工夫を継続することが重要です。

また、既存の紙媒体での情報提供、メールやインターネットなどの媒体を活用した情報提供に努めることに加え、情報のバリアフリー化を目指し、視覚障がいの方や、パソコン等の操作を苦手とする方への対応を行います。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・お互いに知っている便利な情報を知らせます。 ・隣近所へ正しい情報を伝えます。 ・福祉の情報を広報「あっけし」やインターネット等で確認します。
【共助】	・福祉の情報の周知に協力をします。 ・情報交換できる場を提供します。
【公助】	・福祉の情報を総合的に伝えられるよう努めます。 ・広報「あっけし」やインターネット等による情報提供をわかりやすく充実していくとともに、随時新しい情報を的確に周知するよう努めます。 ・関係機関やサービス事業所などへ、随時新しい情報が伝わるよう情報を提供する機会をつくれます。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
情報をどこからも入手していない人の割合 (アンケート)	3.7%	➡	3.0%未満

（２）地域活動などの情報提供の充実

地域住民が地域福祉活動に参加しやすくなるよう、地域行事やボランティア活動等に関する情報提供の充実を図る必要があります。

アンケート調査では、現在ボランティアとして参加している人が3.0%となっており、ボランティア活動の輪を広げるために必要なこととしては、ボランティア活動についての情報提供を積極的に行い、興味をもってもらうことが重要となっています。

興味のある方が、ボランティア活動についての情報を入手しやすく、参加しやすいような体制づくりに取り組みます。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・ 地域活動などについての情報に関心を持つように心がけます。 ・ できることから積極的に地域活動などに参加します。
【共助】	・ 地域活動などに参加する方が増えるよう、地域活動などの情報発信を工夫します。 ・ 地域活動などの情報を幅広く伝える工夫をします。
【公助】	・ 地域活動などの情報提供ができる手段を整備します。 ・ 関係機関と連携し、地域活動などが活発に行われるよう推進します。

◆ 目 標 値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
ボランティア活動をしている方の割合 (アンケート)	3.0%	➡	10.0%

基本目標Ⅲ ともに支え合うまちづくり

1 住民意識の高揚と参加の促進

(1) 地域ボランティア活動の促進

人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、福祉に対するニーズや生活課題も多様化し、制度に基づく公的なサービスだけでは対応しきれなくなっています。

そのような状況の中で、様々な生活課題を解決していくには、人々の意識変革に加え地域において自発的に課題を解決しようとする活動が必要です。中でも、地域に根ざしたボランティア活動・NPO活動は、生活課題を解決し、福祉のまちづくりを進めていくためには欠かせない大きな存在です。

また、高齢者の中でも元気な高齢者が支援する側になっており、頼もしい存在となっています。

今後も、社会福祉協議会を中心として関係機関が連携し、ボランティア活動に参加するきっかけづくりの場や機会の提供を充実していくとともに、元気な高齢者が活躍し、身近な地域での住民同士のふれ合いや支え合い活動へのボランティア参加を進めます。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・各種ボランティア研修会や講座に参加します。 ・ボランティア行事などに誘いあって参加します。 ・地域の清掃活動などに積極的に参加します。 ・高齢になってもボランティア活動に参加する気持ちを持ちます。
【共助】	・ボランティアセンターを活用します。 ・ボランティア研修会や行事を協働で実施します。 ・地域で行われているボランティア活動を充実します。 ・ボランティア活動を促進するための啓発や、幅広い年代の人々が気軽に参加できる機会の拡大に協力します。
【公助】	・地域でボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする人の円滑なコーディネートを促進します。 ・社会福祉協議会と連携し、ボランティア事業の運営や推進を図ります。 ・元気な高齢者を活用できるしくみづくりを推進します。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
ボランティア団体数	8団体	➡	10団体
有償ボランティア（お助け隊）の実施	99回	➡	120回
ボランティアポイント対象者	14人	➡	20人

（２）地域福祉活動の人材発掘・育成

地域福祉は、「住民主体・住民参加」という原則のもと、福祉団体、自治会、民生委員・児童委員やボランティアなど様々な分野の主体による活動と連携によって支えられています。これらの多様な主体がそれぞれの役割を果たし、協働して取り組むことが、地域福祉の推進に不可欠です。

しかし、それらの活動は、参加者の減少や高齢化、固定化等により、支援が十分に行き届いていない現状がみられます。

住民主体による支え合いのしくみを支えるためにも、地域福祉活動に関わる人材の育成や地域住民等が地域の課題を「我が事」として捉え、支え合いの輪への主体的な参加意欲を高めていく取組が大切です。

今後も、町民誰もが暮らしやすいまちになり、厚岸町の地域福祉がさらに発展するように、地域福祉に関する理解を深めるとともに、様々な分野の人材発掘及び人材育成を推進します。

また、住民運営のつどいの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者やつどいの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・地域のイベントや研修会に積極的に参加します。 ・ボランティア活動へ積極的に参加します。 ・参加の声かけを行います。
【共助】	・地域の情報を発信し、担い手となる人材の育成に努めます。 ・魅力ある活動になるよう心がけます。 ・社会福祉協議会などの広報などで、参加を呼びかけます。 ・自治会単位でボランティア活動ができるような環境づくりを進めます。
【公助】	・地域活動を実践する人材の発掘や養成を目的別に実施できるよう検討します。 ・社会福祉協議会を中心とした地域での人材育成などを推進します。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
地域ボランティア個人登録者数	66人	➡	75人
ファミリー・サポート事業登録者数	24人	➡	35人

（３）心のバリアフリーの推進

本町では、各種イベントなどを通じてノーマライゼーション理念※の普及・啓発に努めていますが、町民一人ひとりが正しい理解を深めることができるよう、様々な機会と啓発手段を利用して、今後もより一層「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

「知識」としての啓発ではなく、高齢者や障がい者と実際に接したり、交流したりすることで相互理解を深め、心のバリアフリーが地域に根付いた共生社会の実現を目指します。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・学習の場に積極的に参加します。 ・高齢者や障がい者について理解します。
【共助】	・活動を通じて個々の障がい者同士の理解を深めます。 ・地域の活動や行事で学習する場を設けます。
【公助】	・老人クラブや障がい者団体への支援を行います。 ・地域で企画する各種行事や保育所・学校などでの交流、ボランティア活動への体験参加などの機会の拡大を図ります。 ・学校における「福祉教育」の充実を図ります。 ・障がいに対する正しい理解やノーマライゼーションの普及に努めます。 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に係る周知を図ります。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度	令和12年度
障がい者（児）ふれあいフェスティバル 「こう福祉21」の開催	1回	1回

※ノーマライゼーション理念：年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の中で分け隔てなく、安心して自分らしく生活し、社会参加できることを基本とする考え方

2 福祉コミュニティづくりの推進

(1) 社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会は、地域福祉を中心的に担う存在であり、行政と車の両輪として、連携しながら地域福祉活動の取組を進めていく必要があり、地域福祉にとって大変重要な存在です。

アンケート調査では、存在の認知度は87.9%となっており、認知度が高い状況となっています。また、存在に加え活動内容も知っている人は32.3%となっており、社会福祉協議会が地域住民にとって近い存在となっています。

社会福祉協議会の活動内容などを住民の方に知っていただくために、さらなる周知に努めるとともに、社会福祉協議会がこれまで培ってきた福祉活動の経験や実績を基盤に、地域福祉の要として幅広い活動を進められるよう、今後も連携を図りながら支援していきます。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・社会福祉協議会の各種行事に積極的に参加します。 ・社協広報誌・ホームページなどによって社会福祉協議会の活動を知ります。
【共助】	・社会福祉協議会が実施する研修を受講します。 ・社会福祉協議会を中心に地域の諸団体が連携していくための指針となる「地域福祉実践計画」を推進します。 ・社会福祉協議会が行う人材の育成や財源の確保などの組織基盤強化に協力します。
【公助】	・社会福祉協議会の各種事業に対する支援を行います。 ・社会福祉協議会の重要性の啓発及び活性化を図ります。 ・地域福祉実践計画と連携しながら地域福祉の推進を図ります。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
社会福祉協議会の認知度（存在も活動内容も知っている人の割合）（アンケート）	32.3%	➡	35.0%
社会福祉協議会の認知度（存在だけは知っている人の割合）（アンケート）	55.6%	➡	60.0%
社会福祉協議会地域福祉実践計画達成率	91.7%	➡	95.0%

（２）民生委員・児童委員活動への支援

地域の身近な相談相手として、民生委員・児童委員の役割はますます重要性を増しており、本町では令和7年12月現在で定数33名のうち32名の民生委員・児童委員の方が委嘱を受けて、ひとり暮らしの高齢者等に対する援護活動や相談・助言活動など様々な取組を行っています。

しかし、アンケート調査では、自分の地区の民生委員・児童委員を知らない人が53.5%となっており、半数以上が地域の民生委員を知らない状況です。

今後は、民生委員・児童委員の活動をさらに積極的に展開できるよう、現在実施している研修活動の充実を図り、民生委員・児童委員が地域で活動しやすいような環境をつくるため、必要な情報提供を行うとともに、委員活動の広報を行います。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・各種行事に積極的に参加します。 ・民生委員・児童委員の活動を知ります。 ・地域の民生委員・児童委員を確認します。 ・福祉課題を持つ人や家庭の情報を民生委員・児童委員へ連絡します。
【共助】	・民生委員・児童委員との連携を図りながら、地域の住民に見守りや声かけなどを実施します。 ・地域にいる民生委員・児童委員をサポートします。
【公助】	・民生委員・児童委員の研修制度を充実させていきます。 ・民生委員・児童委員との連携により、適切な情報の提供と利用者ニーズの収集を図ります。 ・民生委員・児童委員の活動について周知に努めるとともに心配事の相談対応に努めます。 ・民生委員・児童委員の重要性の啓発及び活性化を図ります。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
地区の担当民生委員・児童委員の認知度 (活動内容を知っているまたは名前だけ知っている割合)(アンケート)	42.8%	➡	50.0%
民生委員児童委員協議会定例会の開催	9回	➡	9回

(3) コミュニケーションの場づくり

地域に暮らすすべての人が、年齢や立場、障がいの有無にかかわらず、安心して関わり合えるようコミュニケーションの場づくりを推進します。日常的な交流の場を通じて思いやりや支え合いといった「福祉の心」を育み、地域全体で人を大切にする意識の醸成を図ります。

また、高齢者、子ども、子育て世代、若者など多様な世代が関わり合う世代間交流を促進し、経験や知恵の共有、相互理解を深めることで、孤立の防止や生きがいづくりにつなげます。

地域活動や交流拠点、イベント等を通じて、人と人とのつながりが広がる環境を整え、誰もが役割を持ち、安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・日頃から地域とのつながりを大切にします。 ・お互いに声をかけ合い、地域の活動に積極的に参加します。
【共助】	・多世代交流の場の開拓を行います。 ・地域の子どもに対する声かけを行います。 ・サークル活動などにより子育て世代同士の交流を深めます。 ・住民が集まれる集会を増やします。 ・地域活動に参加する人が増えるよう年代に合わせた情報発信をします。 ・若者が参加しやすいイベントや障がい者との交流の場を増やします。
【公助】	・地域が行う世代間交流イベントを支援します。 ・社会福祉センターの維持管理への支援や多機能共生型地域交流センターの適切な管理運営に努めます。 ・「福祉の心」を育むよう地域の支え合いやつながりを周知し、情報提供を行います。

◆ 目標値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
地域活動の参加状況（参加していない人の割合）（アンケート）	48.8%	➡	30.0%
「世代交流イベント回数」（コミュニティカフェ・地域食堂など）	11回	➡	12回

（４）自治会活動への支援

自治会は、地域福祉活動を推進する上で、大きな役割を担う団体の一つです。

アンケート調査では、参加している地域活動の中でも自治会が最も多くなっていますが、加入率の低下や会員の高齢化、それに伴う役員等の担い手不足など、様々な課題を抱えています。

役員の負担が大きいことも、担い手不足の原因にもなっているため、地域活動の活性化のための支援を積極的に行います。

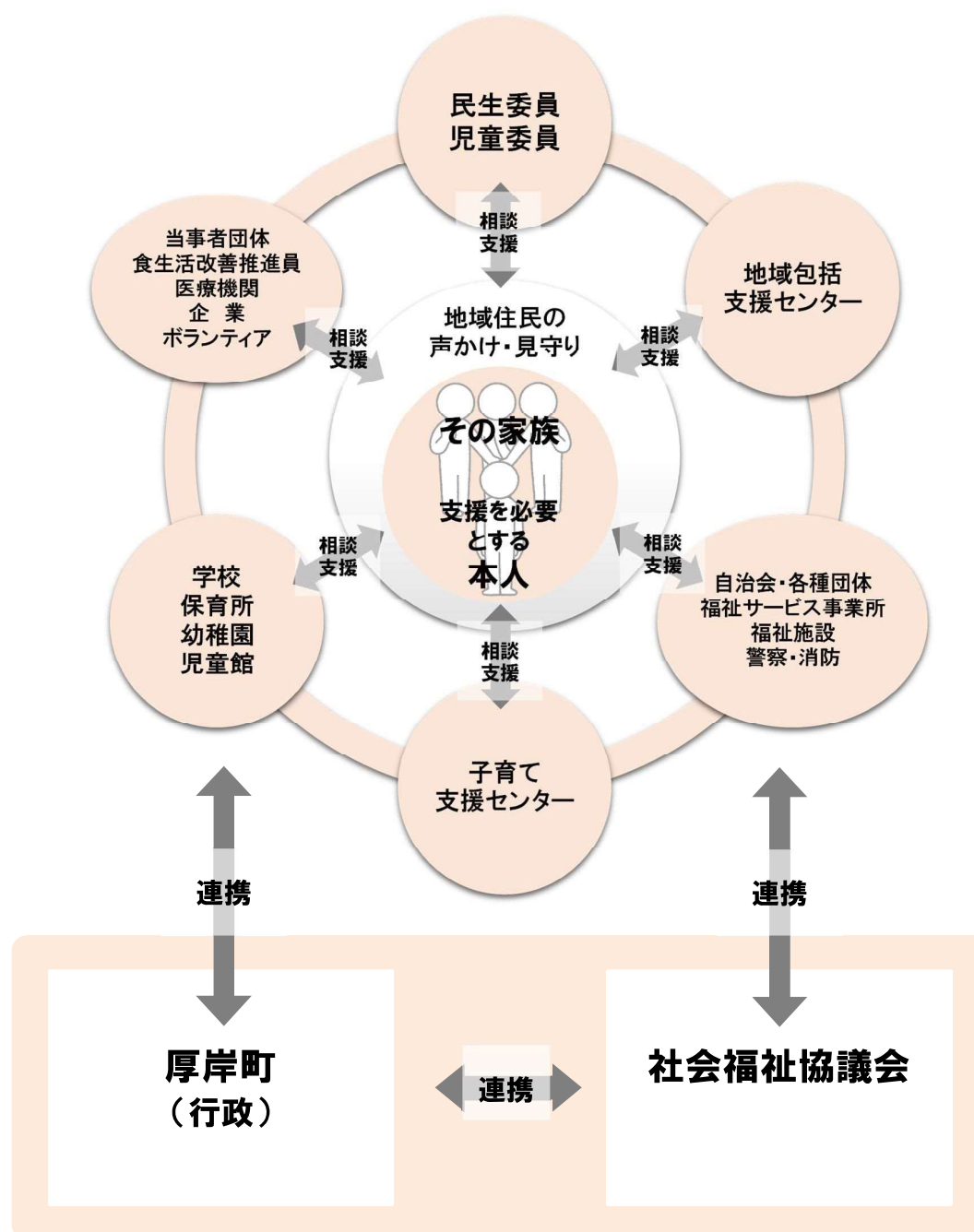
◆ 具体的な取組 ◆

【自助】	・地域の自治会に積極的に加入します。 ・自治会活動に積極的に参加します。 ・自治会活動を積極的に企画します。
【共助】	・広報や声かけにより、自治会加入を促進します。 ・活動を通じて、交流を深めます。 ・住民の希望や不満を聞き取るようにします。
【公助】	・活動に対する財政的、人的支援を行います。 ・集会施設の維持管理と整備に努めます。

◆ 目 標 値 ◆

目標指標	令和7年度		令和12年度
自治会の加入率	62.8%	➡	65.0%

【地域福祉のネットワーク図】



第5章 計画の推進

1 各主体の役割

(1) 町民の役割

住民一人ひとりが、福祉に対する意識や認識を高め、地域福祉の担い手として自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加することが求められます。

(2) 事業所・団体などの役割

福祉サービスの提供者・協力者として、質の高いサービスの提供及びサービス内容の情報提供や周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められます。

また、地域福祉ニーズに基づく新たなサービスや住民福祉活動への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められます。

(3) 社会福祉協議会の役割

住民参加の地域福祉を推進していくことを目的とする団体として、総合的な相談事業、ボランティア活動の推進、福祉意識の啓発、人材育成、地域の実情に応じたサービスや支援などと、連携・協働を行っていくことが求められます。

また、町の福祉を支える介護保険サービス提供事業者としての適正な事業の推進や新たな事業展開を含めての取組の検討が求められます。

(4) 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進するために、地域福祉を推進する社会福祉協議会やボランティア団体などと相互に連携、協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への住民参加を促進し、地域福祉活動拠点の整備に関する支援や情報提供の充実に努めます。

2 計画の推進体制

計画の進行管理については、関係機関・団体、学識経験者で構成する「厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会」において、国・道の動向を踏まえながら、計画の実施状況の点検や課題整理を行うこととします。

また、社会福祉協議会と連携して地域福祉を推進していくために、町と社会福祉協議会で具体的な課題の検討・取組の推進を図るための検討会議を設置し、庁内関係部署との連携を図りながら計画の推進に取り組んでいくとともに、住民や関係機関・団体等との連携・協働を図っていきます。